

会報
Vol. XXVI No. 296

会社責任者・要必読
2020・令和2年
3月号(毎月10日発行)

とらっく鳥取

— も く じ —

- 〔行政通知〕 令和2年度整備管理者選任前研修の日程について …… 1
- 〔行政通知〕 新型コロナウイルスを防ぐには …… 2
- 〔行政通知〕 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ …… 5
- 〔協会通知〕 令和2年度「自動車運転免許証(大型・中型・準中型) 取得支援」助成金受付開始… 8
- 〔協会通知〕 (一社)鳥取県トラック協会表彰候補者(代表者・従業員)の推薦について ……20
- 〔協会通知〕 「標準的な運賃の告示について」 ……25
- 〔協会通知〕 事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて ……31
- 〔陸災通知〕 第25回鳥取県フォークリフト運転競技大会の開催について ……35
- 〔陸災通知〕 陸運と安全衛生 No.608 ……39
- 交通事故発生状況(鳥取県警察本部) ……41
- 第108回トラック運送業界の景況感(速報) ……42
- 定期点検整備促進運動の実施等について ……46
- 企業見学ツアーを開催される ……49
- 新型コロナウイルス対策用マスクを緊急輸送一4tトラック1台/2tトラック1台出動…49
- 災害時物流確保訓練に参加 ……50
- 運行管理者試験事前対策講習会を開催 ……50
- 令和元年度鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 第2回「評議委員会」を開催 ……51
- 令和元年度第2回適正化事業委員会を開催 ……52
- 令和元年度全ト協青年部全国大会開催される ……52
- 西部地区連絡協議会全員協議会並びに輸送秩序確立対策セミナー開催される ……53
- 令和元年度鳥ト協重量事業部会総会・研修会を開催 ……54
- 若手ドライバー確保に向けた広報取組 ……55
- 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数について ……59
- 適正化事業・巡回指導報告書(令和2年1月実施分) ……60
- 関係官庁の人事異動 ……61
- 鳥ト協 米子事務所一般適性診断日(3月・4月)のお知らせ ……62
- 軽油価格調査集計表(2020年1月) ……65
- 令和元年度NASVA鳥取支所開業日カレンダー ……66
- 2月業務日誌・3月行事予定 ……67



カットは県花20世紀梨の花



緑ナンバートラックは、安全・安心を第一に皆様の暮らしを運びます

一般 鳥取県トラック協会

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取事務所 / 〒680-0006 鳥取市丸山町219番1 TEL (0857) 22-2694 FAX (0857) 27-7051
URL <http://www.torakyo-tottori.or.jp> E-mail info@torakyo-tottori.or.jp

倉吉事務所 / 〒682-0017 倉吉市清谷町2丁目113 TEL (0858) 26-4770 FAX (0858) 26-4772

米子事務所 / 〒689-3547 米子市流通町1381-4 TEL (0859) 27-3041 FAX (0859) 27-1616

一般 鳥取県トラック協会

と
ら
っ
く
鳥
取

令
和
二
年

3
月
号

一
社
鳥
取
県
ト
ラ
ッ
ク
協
会

2019年度
★ 鳥取県交通安全年間スローガン ★

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

★ 2019年交通安全年間スローガン
内閣総理大臣賞〈最優秀作〉

【同乗者を含む運転者向け】

チャイルドシート ちいさなVIPの 指定席

【歩行者・自転車利用者向け】

危険だよ スマホに夢中の その君

【小・中学生向け】

とび出さない いったんとまって みぎひだり



自動車保険は「トラック交通共済」へ

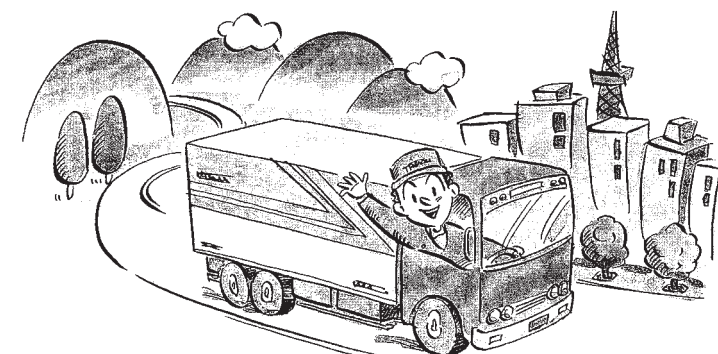
トラック交通共済は、緑ナンバートラック事業者の相互扶助組織として営利を目的とせず割安な掛金で運営しております。

取扱っている保険の種目

対人、対物、車両、搭乗者で、対人・対物は無制限、車両は2,000万円、搭乗者は1,000万円までです。

自賠責保険も直営で取扱っております

ご一報頂ければ、係員が参上し詳細ご説明申し上げます。



鳥取市丸山町219-1 (一社)鳥取県トラック協会内
中国トラック交通共済協同組合 TEL(0857)27-5226
鳥取県支所(支所長 藤川謙次) FAX(0857)27-5260
事故・相談は、転送電話で24時間受付体制

トラック交通共済の夜間・休日事故受付

【平日・夜間】PM5:20~AM8:30【土曜・日曜・祝祭日】24時間対応



0120-94-1356 (JNS)

行政通知

令和2年度整備管理者選任前研修の日程について

鳥運整第108号

令和2年2月18日

一般社団法人鳥取県トラック協会会長殿

中国運輸局鳥取運輸支局長

道路運送車両法施行規則第31条の4（整備管理者の資格）第1号の規定に基づく研修について、下記のとおり計画しましたので通知します。

記

1. 日 時

令和2年4月6日（月）	令和2年10月5日（月）
令和2年5月11日（月）	令和2年11月2日（月）
令和2年6月1日（月）	令和2年12月7日（月）
令和2年7月6日（月）	令和3年1月12日（火）
令和2年8月3日（月）	令和3年2月2日（火）
令和2年9月7日（月）	令和3年3月1日（月）

受 付 13：00～13：30

研 修 13：30～16：30

2. 会 場

中国運輸局鳥取運輸支局2階会議室

〒680-0006 鳥取市丸山町224

3. 注意事項

- ① 会場の受講可能人数の都合上、希望者全員が入場できないおそれがあるため、受講希望者は事前申し込み（予約）をお願いします。(TEL 0857-22-4110まで)
なお、予約がない場合、入場をお断りすることがあります。
- ② 研修開始の5分前までには会場へ集合願います。
- ③ 本人確認のため運転免許証等（顔写真入りで身分証明可能なもの）を持参願います。
- ④ 都合により日程を変更する場合があります。その際は前もって別途通知致します。

新型コロナウイルスを防ぐには

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、 ^{せき} 咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは**手洗い**が大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、**咳エチケット**を行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ**人込みの多い場所を避ける**など、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

--

令和2年2月25日改訂版

感染症対策へのご協力をおねがいします

咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

マスクがない時
ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

とっさの時
袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う

② ゴムひもを
耳にかける

③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



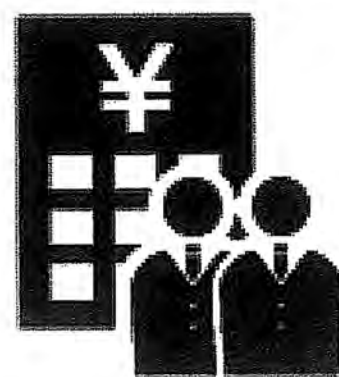
新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

観光関連産業等、影響を受ける皆様を支援します

経済産業省

資金繰り

5,000億円規模で
徹底的に支援



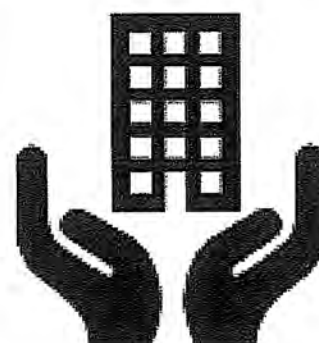
設備投資・販路開拓

サプライチェーンの
毀損等にも対応



経営環境の整備

相談窓口の設置等で
経営を下支え



目次

1. 資金繰り支援

- ①セーフティネット保証4号・5号 …… 2
- ②セーフティネット貸付の要件緩和 …… 3
- ③衛生環境激変対策特別貸付 …… 4
- ④金融機関等への配慮要請 …… 5



2. 設備投資・販路開拓支援

- ①生産性革命推進事業 …… 6
 - ものづくり・商業・サービス補助
 - 持続化補助
 - IT導入補助

3. 経営環境の整備

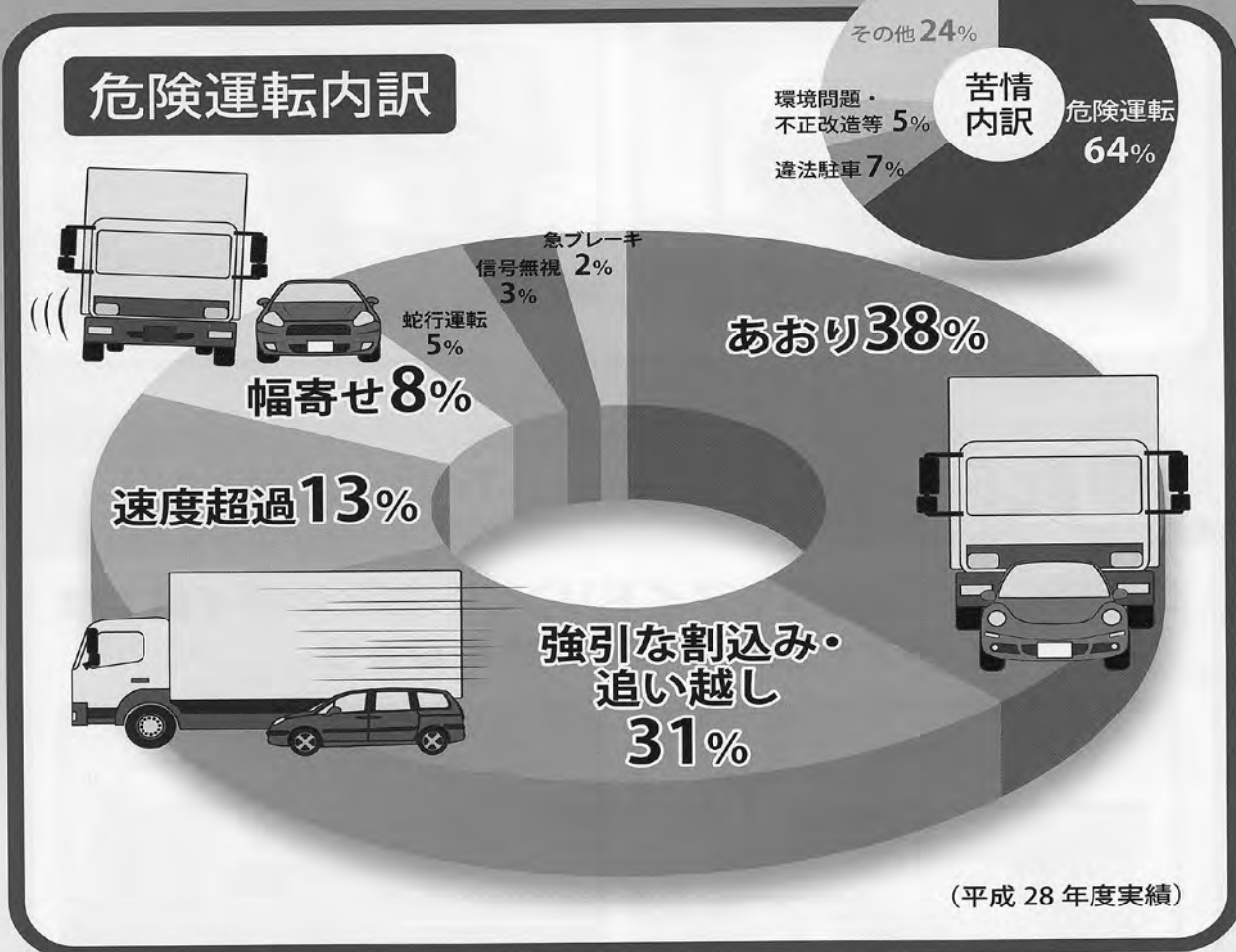
- ①経営相談窓口の開設 …… 7
- ②下請取引配慮要請 …… 8
- ③雇用調整助成金の特例措置 …… 9
- ④現地進出企業・
現地情報及びジェトロ相談窓口 …… 10
- ⑤輸出入手続きの緩和等について …… 11

※本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索 

STOP! 危険運転

近年、地方適正化事業実施機関に寄せられる、**危険運転、違法駐車、環境問題・不正改造等**の苦情が増加傾向にあります。



トラックドライバーが大丈夫と思う行為も乗用車から見ると危険運転になってしまう場合があります。
安全運転を心掛けましょう。

協会通知

令和2年度 「自動車運転免許証(大型・中型・準中型)取得支援」 助成金受付開始

一般社団法人鳥取県トラック協会

1. 対象事業

鳥ト協の会員事業者が従業員に大型免許・中型・準中型免許を取得するために要した費用。但し、鳥取県内の自動車学校に限る。

2. 申請対象期間

令和2年4月1日～令和3年2月28日

上記期間内であっても、予算額に達した場合は、申請受付を終了します。

3. 申請対象者

令和2年4月1日から令和3年2月28日までに**免許を取得し、支払い(会社負担)が終了する**会員事業者。

※人材不足に対応のため、令和2年4月1日以降に免許を取得するにあたり、自動車学校への入校時期が前年度の令和2年3月1日以降に入校手続きを行ったものについても助成対象とする。

但し、助成対象になる免許取得日は令和2年4月1日以降のものに限る。

※令和2年4月1日以降の採用が内定している高等学校以上の教育機関の新規卒業者については、採用の前年度であっても入社内定後の自動車学校への入校及び免許取得については助成対象とする。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額 **免許取得に係る費用(消費税を除く)の2分の1で、大型免許18万円、中型免許10万円、準中型11万円を限度とする。**

ただし、千円未満は切捨てとする。

(2) 準中型免許の助成内訳について

1名につき、鳥ト協は7万円、全ト協は下記①～②を限度とし、各予算の関係で鳥ト協または全ト協の片方みの助成となる場合がある。

①準中型免許の取得 4万円を上限

②5トン限定準中型免許の限定解除 2.5万円を上限

(3) 予算枠 鳥ト協 372万円
全ト協 10,000万円(全国)

5. 助成上限人数(1事業者)

鳥ト協：大型・中型・準中型免許のうちいずれかの免許 1会員2名まで

全ト協：準中型免許のみ 1会員20万円まで

6. 申請時提出書類

①大型・中型・準中型免許証取得支援助成金交付申請書(様式1)

②現在(取得前)の運転免許証の写し

③内定通知書類の写し(新規卒業者のみ)

7. 交付決定日

内容を精査後、大型・中型・準中型免許証取得支援助成金交付決定通知書をFAXで送付する。

8. 実績報告提出書類

①大型・中型・準中型免許証取得支援助成金実績報告書(様式3)

②在籍証明書(様式4)

③大型・中型・準中型免許証取得後の運転免許証の写し

④教習所への費用支払領収書(会社負担)の写し

(うち税抜き金額を明記いただくと幸いです)

⑤実績報告時の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳のいずれかの写し(全ト協助成金のみ)

⑥健康保険証の写し(全ト協助成金のみ)

9. 実績報告期限 取得後、2か月以内

最終報告期限：令和3年3月12日(金)

10. 申請をされる方は、自動車運転免許証(大型・中型・準中型)取得支援助成金交付要綱(次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載)を必ずお読み下さい。

【お問合せ先】(一社)鳥取県トラック協会 担当 竹内 TEL:0857-22-2694

別紙

自動車運転免許証(大型・中型・準中型)取得支援助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会

制定 平成29年5月24日

(目的)

第1条 この要綱は、深刻化するトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、一般社団法人鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)の会員事業者(以下「会員事業者」という。)が従業員に大型免許証・中型免許証・準中型免許証を取得させた際の教習料の一部を鳥ト協が助成し、トラックドライバーの確保を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「大型免許証」とは、車両総重量11トン以上の自動車(大型自動車)を運転できる免許である。

「中型免許証」とは、車両総重量7.5トン以上11トン未満の自動車(中型自動車)を運転できる免許であり、「中型限定(8t)免許」(平成19年6月1日以前に取得した普通免許)の限定解除については該当しない。

「準中型免許」とは車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車(中型自動車)を運転できる免許である。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、会員事業者の従業員が前条に掲げる免許を各年度の別途指定する期間に取得し、会員事業者が鳥取県内の自動車学校に支払った免許証取得費用(消費税を除く)の一部に対して助成する。

(助成金の交付額)

第4条 1人当たりの助成金の交付額は、免許証取得に係る費用の2分の1とし、大型免許証取得につき18万円、中型免許証取得につき10万円、準中型免許証取得につき7万円を限度とする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

また、全ト協との助成金の合計が免許取得費用を超えない範囲とする。

(助成の上限人数)

第5条 1会員事業者に対する助成人数は、その都度定める。

(交付申請)

第6条 会員事業者は、様式1の「大型・中型・準中型免許証取得支援助成金申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ提出しなければならない。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

2 前項の助成金交付請求書に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第7条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、様式2「大型・中型・準中型免許証取得支援助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金請求)

第8条 会員事業者は、従業員の免許証取得後、様式3の「大型・中型・準中型免許証取得支援助成金実績報告書」(以下「実績報告書」という。)に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は別に定める。

(助成金の交付)

第9条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めるときは会員事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第10条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

(附 則)

本要綱は平成27年4月1日から適用する。

平成28年3月18日 一部改正(平成28年4月1日施行)

第4条、第6条第1項、第7条、第8条、第10条

平成29年5月24日 一部改正(平成29年4月1日施行)

表題、第1条、第2条、第4条、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第11条

別紙

全ト協準中型免許取得助成事業留意事項

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、鳥ト協の会員事業者が、新たに運転者として採用した若年ドライバー(18歳～概ね30歳)に準中型免許を習得させる際の支援を行う。

2. 助成対象

令和2年度においては、下記①～⑤のすべての要件を満たすこと。

①鳥ト協の会員事業者

②当該事業者が、平成31年4月1日以降に、当該運転者を採用していること

③当該運転者が、平成元年6月2日以降生まれであること

④当該運転者が、平成31年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること

⑤当該運転者が、助成金申請時に当該事業者^に在籍し、運転者として従事していること

3. 助成金額

(1)準中型免許の取得 40,000円を上限

(2)5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円を上限

会員1事業者につき、20万円を上限とする

ただし、運転者が個人で準中型免許取得費用を支払った場合は、助成対象外

4. 申請受付

①対象者の準中型免許取得時期が平成31年4月1日～令和3年2月28日

詳細は、鳥ト協「竹内」までお問い合わせください。

様式1（第6条関係）

大型・中型・準中型免許証取得支援助成金交付申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

申請者
住 所
事業者名
代表者名

④

自動車運転免許証（大型・中型・準中型）取得支援助成金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり申請をします。

記

1. 助成申請額 _____ 円（千円未満切捨て）

2. 大型・中型・準中型免許取得状況

取得区分	取得予定運転手名	採用(予定)年月日	免許取得予定年月
大型免許 中型免許 準中型免許		年 月 日	年 月

（注1）「取得区分」欄は、いずれかを○で囲むこと。

（注2）全ト協の助成金は準中型免許のみで年齢制限がありますので全ト協の案内を参照してください。

3. 添付書類

- ・現在の運転免許証の写し
- ・内定通知書類の写し（新規卒業者の場合）

4. 注意事項

- ・教習所への費用支払は、**会社負担**であること。
- ・令和3年2月28日までに免許を取得し、**支払が終了**すること。

様式4

在 籍 証 明 書

・現住所 _____

ふりがな
・氏名 _____

・生年月日 昭和・平成 年 月 日

・採用年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

・職務の内容 (例) 乗務専任運転手

・役職 (特にない場合は空欄で可)

上記の者、免許取得時（大型・中型・準中型）に在職していることを証明します。

令和 年 月 日

住 所
事業者名
代表者名



切
り
取
り
線

【あなたの消費が世界の未来を変える】

エシカル消費って なあに？



近ごろよく耳にする「エシカル消費」という言葉。その正しい意味をご存じでしょうか？

直訳すると「倫理的消費」。なんだか少し堅苦しいですね。

でも「消費」という行動は、食べることや使うこと、買物など、わたしたちの毎日の生活そのもの。

「エシカル消費」はより良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。

このキーワードを意識しながら日々を過ごしてみると、世界の未来が変わります。

 **消費者庁**
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



消費者庁ホームページ
<http://www.caa.go.jp/>

「エシカル消費」でどんなことが応援できるでしょうか。

具体例の一部を見てみましょう。

認証ラベルのある商品を選ぶ※



FSC®森林認証:
適切に管理された森林資源を使用した商品(紙製品など)



MSC認証:
海洋の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物(シーフード)

環境
への配慮

エコ商品を選ぶ

リサイクル素材を使ったものや資源保護等に関する認証がある商品を購入。



寄付付き商品を選ぶ

売上金の一部が寄付につながる商品。



生物多様性
への配慮



RSPO認証:
環境への影響に配慮した持続可能なパーム油使用の商品(洗剤など)

エシカル消費って
つまり

何を買うか考えるときの
ひとつの尺度です

社会
への配慮

フェアトレード商品を選ぶ

発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に取引された商品。



被災地の産品を買う

被災地の特産品を消費することで経済復興を応援。



地域
への配慮

地元の産品を買う

地産地消によって地域活性化や輸送エネルギーを削減。



人
への配慮

障がいがある人の支援につながる商品を選ぶ

働きたい障がいがある人を支援している事業者の商品。

世界の未来を変えるのは、あなたの日々の消費です。

※認証機関は他にも多数あり、これらはその一例です。
生物多様性民間参画ガイドライン 第2版(平成29年12月8日 環境省公表) http://www.env.go.jp/nature/biodic/gl_participation/download.html

世界を変えるための17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



12 つくる責任
つかう責任



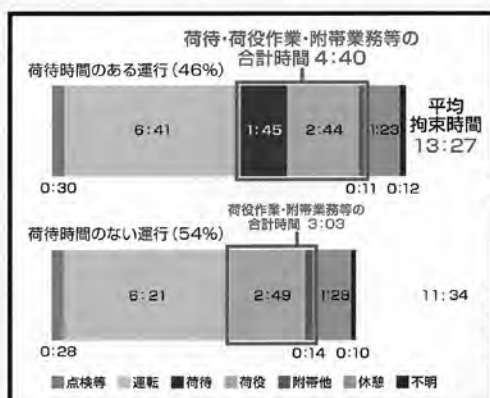
持続可能な開発目標(SDGs)の12番目は「つくる責任 つかう責任」

2015年9月の国連総会で決められた国際的な17の目標のなかにも、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的な社会などと併せて、「持続可能な生産・消費形態の確保」が掲げられています。

令和元年6月15日から、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」[※]の記載対象となります。

※「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられているものです。

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために



出典：「トラック輸送状況の実態調査結果」
(国土交通省：平成27年調査)

※ 荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となります。

また、記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。



トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働の是正が喫緊の課題ですが、長時間の荷待時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正しました（令和元年5月10日：公布、同年6月15日：施行）。

この省令改正は、トラックドライバーが車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合に、集貨地点等で積み込み若しくは取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という）

を実施した場合も乗務記録の記載対象として追加するものです（荷待については、平成29年7月に既に記載対象となっています）。

国土交通省では、今回の一部改正により、より詳細に荷役作業等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取組みを一層促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。

国土交通省

公益社団法人 全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

協会通知

(一社)鳥取県トラック協会表彰候補者 (代表者・従業員)の推薦について

一般社団法人鳥取県トラック協会
会長川上和人

例年、通常総会で行なっています表彰は、所属の各地区協議会長の推薦を受けて、協会長が授与することとなっております。

つきまして、各会員事業所から各地区協議会長へ別紙様式により、4月24日(金)までに候補者を推薦してください。

東部地区については、直接当協会へ推薦してください。

記

1. 推薦手続き

各地区協議会長経由、鳥ト協会長あて

2. 表彰基準

鳥ト協表彰規程抜粋(下記)の該当適格者

3. 推薦期限

令和2年4月24日(金)(締切厳守)にてお願いします。

以上

一般社団法人鳥取県トラック協会表彰規程(抜粋)

○表彰対象者

- 一 本会会員の**代表者**(社長、支店長、所長、事業主等を云い、本会の運営に直接たずさわる会員の常務等を含む)
- 二 トラック運送事業の**運転者**及びその他の従業員並びに運送取扱事業の従業員及び事業者団体(会員)の職員

○被表彰者の選考基準

- 一 本会会員の**代表者**として**10年以上**その経営にするトラック運送事業に精励するとともにトラック運送事業の発展に寄与した功績が顕著な者で、本会の永年勤続功績役員として表彰を受けたことのない者(被推薦者は、地区毎に3名以内とする)
- 二 会員事業所(店所)に**15年以上**勤続し、他の従業員の模範となる**45歳以上**の**運転者・従業員**(被推薦者は、地区毎に5名以内とする)

○被表彰者の**推薦書類**

- 一 表彰候補者推薦書(会員の代表者用)(様式1号)
- 二 表彰候補者推薦書(会員の従業員用)(様式2号)
- 三 無事故・無違反証明書交付申請書(運転者の方：**5年間**無事故・無違反であること)
(その他の方：**3年間**無事故・無違反であること)

(様式1号)

年 月 日

一般社団法人
鳥取県トラック協会長 殿

部地区連絡協議会
会長

表彰候補者推薦書（会員の代表者用）

表彰規程第3条（2）の規定による表彰候補者として、次のとおり推薦します。

記

切
り
取
り
線

表彰候補者の 役職および氏名	役職名		氏名	(ふりがな)
生年月日 および満年齢	年 月 日生			満 歳
経営または就任 年 月 日	年 月 日		経営又は就任してから 今日までの期間 年 カ月	
推薦理由				
その他参考事項				

(様式2号)

年 月 日

(地区連絡協議会長経由)
一般社団法人
鳥取県トラック協会長 殿

(推薦者) 所在地
事業所名
代表者名

㊟

表彰候補者推薦書 (会員の従業員用)

表彰規程第3条(6)の規定による表彰候補者として、次のとおり推薦します。

記

表彰候補者の 役職および氏名	役職名		氏名	(ふりがな)
生年月日 および満年齢	年 月 日生			満 歳
就職または就任 年 月 日	年 月 日		勤続 年 カ月	
推薦理由				
賞罰、勤務成績 素行など参考と なる事項				

協会通知

「標準的な運賃の告示」について

一般社団法人鳥取県トラック協会

【重要】

国土交通省から、以下のとおり、運送事業に関係する関係報道が相次いでありました。詳細は、国土交通省のHPのプレスリリースの該当の日付を閲覧してください。

- ◎ 「標準的な運賃の告示」についての報道(2月27日付け)
 - ※ 国土交通大臣の交通審議会への諮問資料
- ◎ 自動車検査証の有効期間の伸長についての報道
 - ※ 2月28日から3月31日までの自動車を全国一律に「4月30日」まで伸長(2月28日付け)
- ◎ 輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため・台風等による異常気象時下における輸送の目安についての報道
 - ※ 輸送の目安・輸送を中止した場合の対応等(2月28日付け)

別紙

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する 諮問及び公聴会の開催決定について

令和2年2月27日
総合政策局運輸審議会審理室

運輸審議会は標記事案について、今後答申に向けて複数回の審議を行うとともに、令和2年4月2日に東京都で公聴会を開催することを決定しました。

標記事案について、令和2年2月26日付で国土交通大臣から運輸審議会に諮問がありました。

運輸審議会は、標記事案を審議するに当たり公述人のさまざまな意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第23条の規定に基づき職権で令和2年4月2日に公聴会を開催することを決定し、公述及び傍聴の申込み受付を開始しましたのでお知らせします。

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は令和2年3月25日に改めてプレスリリース致します。

※運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会であり、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会HPにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]	[標準的な運賃の告示に関する問合せ先]
総合政策局運輸審議会審理室大沢、青木 (直通) 03-5253-8810 (FAX) 03-5253-1676	自動車局貨物課柳瀬、足利 (代表) 03-5253-8111 (内線41333) (直通) 03-5253-8575 (FAX) 03-5253-1637

中国運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	13,000	15,060	19,220	23,980
20km	14,580	16,920	21,730	27,260
30km	16,160	18,770	24,240	30,530
40km	17,740	20,620	26,750	33,800
50km	19,310	22,480	29,270	37,070
60km	20,890	24,330	31,780	40,340
70km	22,470	26,180	34,290	43,610
80km	24,050	28,040	36,800	46,880
90km	25,620	29,890	39,320	50,150
100km	27,200	31,740	41,830	53,420
110km	28,770	33,570	44,260	56,580
120km	30,350	35,400	46,700	59,740
130km	31,930	37,230	49,130	62,910
140km	33,500	39,050	51,570	66,070
150km	35,080	40,880	54,000	69,230
160km	36,650	42,710	56,440	72,390
170km	38,230	44,540	58,870	75,550
180km	39,800	46,360	61,310	78,710
190km	41,380	48,190	63,740	81,870
200km	42,950	50,020	66,180	85,030
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する 金額	3,140	3,620	4,800	6,220
500km を超えて 50km を増す ごとに加算する金額	7,850	9,060	11,990	15,560

II 時間制運賃表

種別			車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
			局別	(2t クラス)	(4t クラス)	(10t クラス)	(20t クラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロは100km以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	4時間制	基礎走行キロは50km以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130			
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710	
		東北	280	340	510	710	
		関東	280	340	510	720	
		北陸信越	280	340	510	710	
		中部	280	340	510	710	
		近畿	280	340	510	710	
		中国	280	340	510	710	
		四国	280	340	510	710	
		九州	280	340	510	710	
		沖縄	280	340	510	710	
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であつて、午前から午後にはわたる場合は、正午	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	

同時発表 自動車局整備課、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、四国運輸局、九州運輸局、内閣府沖縄総合事務局

令和2年2月28日
中国運輸局
自動車技術安全部技術課

自動車検査証の有効期間を延長します

～新型コロナウイルス感染症対策～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

新型コロナウイルス感染症については、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対応を講じていく必要があります。

自動車検査証の有効期間満了後も自動車を使用しようとするときは、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければなりません。早急に感染拡大防止策を実施する必要があるとともに、特に年度末の繁忙期には不特定多数の申請者が全国の運輸支局等の窓口で集中するため、感染拡大のリスクが増大することから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

○対象車両

自動車検査証の有効期間が満了する日が、2月28日から3月31日までの自動車全て

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

有効期間の満了する日	平成32年3月31日
------------	------------

○措置内容

自動車検査証の有効期間を4月30日まで延長

○継続検査の手続き

対象車両については、4月30日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが4月30日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

<お問い合わせ先>

自動車技術安全部技術課 はぶ みやざき 土生、宮崎 TEL：082-228-9143 FAX：082-228-9148

輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、 台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めます。

～輸送の安全を確保するための措置を講じる目安の設定～

台風等の異常気象時下において、トラックによる貨物の運送を行う場合に輸送の安全を確保するための措置を講じる目安を通達として定めます。

これにより、異常気象時における輸送の安全を確保するとともに、トラックドライバーの生命や身体を守り、持続的な物流機能維持に寄与します。

1. 背景

昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主に輸送を強要され、トラックが横転するなどの事故が発生しており、このような場合には、ドライバーの生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、トラック運送事業者は行政処分を受け、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じるおそれがあります。

今般、こうした状況を踏まえ、台風等の異常気象時における輸送の在り方の目安を定めることとします。

2. 通達に定める内容

(1) 輸送の目安等

別添のとおり、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について定める。

(2) 輸送を中止した場合の対応等

運送事業者等が気象情報等から輸送を中止することとした場合には、直ちに荷主等へ報告する旨や、安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省に設置する「意見募集窓口」等に通報いただきたい旨について定める。

3. 今後のスケジュール

施行日：令和2年2月28日（金）

(問い合わせ先)

国土交通省自動車局貨物課トラック事業適正化対策室

梅田 神崎 伊丹

代表：03-5253-8111（内線 41-334, 41-353） 直通：03-5253-8576

FAX：03-5253-1637

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付）国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号」に基づき行政処分を行う。

協会通知

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて

全ト協発第582号（環）
令和2年2月5日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己

国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車事故調査委員会が公表した「事業用自動車事故調査報告書」について、周知の依頼文書が発出されました。

つきましては、今後同種の事故を未然に防止するため、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ再発防止に積極的に取り組まれるよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

（参考）

○国土交通省報道発表HP：http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000406.html

※本件につきましては、全ト協HPもリンク掲載いたします。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

別紙

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

国自安第161号
令和2年1月31日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

今般、事業用自動車事故調査委員会が、下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今回公表された3件の事案については、①運転者が事故前日から体調不良を感じていたにもかかわらず運行を継続したこと（別添の事案）、②運転者がSASのスクリーニング検査で経過観察と判定されていたにもかかわらず、事業者はその後のフォローを行わずに運転させていたこと、③運転者が以前より日中眠気を感じていたが、運行管理者が運転者の健康管理等を十分行っておらず、事故後に当該運転者は重度のSASであることが判明したこと等の特徴が挙げられているところです。

今後、同種の事故を未然に防止するため、貴会傘下事業者に対し、同報告書において提言のあった再発防止策について、別紙を参考にしていただき、積極的に取り組むよう周知・啓発していただくとともに、国土交通省が策定した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」等を活用し、輸送の安全に万全を期すよう併せて周知方お願いいたします。

記

〔特別重要調査対象事故〕

- ・大型トラックの追突事故（愛知県岡崎市）：別添（重要調査対象事故）
- ・中型乗合バスの衝突事故（世田谷区）
- ・タクシーの衝突事故（長崎県平戸市）

※事業用自動車事故調査報告書については、下記 URL より確認いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/reportl.html>

事業用自動車事故調査報告書 概要

～大型トラックの追突事故～

(愛知県岡崎市)

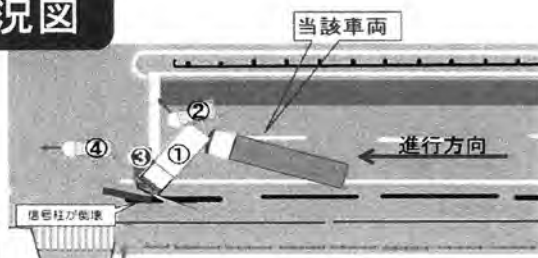
事故概要

平成30年2月15日7時45分頃、愛知県岡崎市の国道1号下り線において、大型トラックが自動車部品約3,000kgを積載して走行中、交差点手前において赤信号で停止していた車列の最後尾の普通トラックに追突し、合計6台の車両が関係する多重衝突事故が発生した。

この事故により、軽乗用車の運転者が死亡、普通トラックの運転者が重傷、その他、普通乗用車の運転者2名及び軽乗用車の同乗者の合計3名が軽傷を負った。



事故状況図



原因

- ・ 大型トラックの運転者が、事故前日から続く体調不良を感じたまま運転を継続し、信号待ちで停止している車列に気が付くのが遅れ、ブレーキ操作やハンドル操作をすることなくこれらの車列に衝突して発生した。
- ・ 当該事業者は、同運転者の出庫がほぼ毎日3時頃と早いため、約2カ月前から始業点呼を行っていなかった。事故当日も始業点呼を行わず、同運転者は前日から体調不良を感じていたにもかかわらず運行管理者はこれに気付くことがないまま、同運転者が運行を開始したことが事故の原因であると考えられる。
- ・ 運転者は、運行途中で体調が悪化していることを感じていたが、当該事業者の指定給油所が約7km先にあり、運転を継続した。この時点で速やかに車両を安全な場所に止め、運行管理者に連絡を取るなどの危険回避行動をとっていれば事故を回避することができた可能性が考えられる。

再発防止策

- ・ 事業者は、持病がなく、過労が見られない運転者であっても、体調不良により事故を起こす可能性があることを認識すること。運行管理者に対し、運転者が運行前に体調不良や著しい疲労を感じた場合には遠慮することなく運行管理者等に報告し、無理に運行を開始することがないよう指導を徹底すること。
- ・ 事業者は、運転者が乗務前に体調異変が生じた場合に運行管理者に対して申告しやすいような職場環境を整備すること。
- ・ 事業者は、運行管理者に対し、運転者が運行中に体調不良等になった場合は、車両を速やかに安全な場所に停止させ、体調不良の状況を運行管理者に連絡して指示を受けることを徹底すること。また、体調不良等になった場合に、次の休憩地点等まで近い等の理由で運転を続けることは、絶対に行わないよう徹底させること。

【別紙】大型トラックの追突事故(愛知県岡崎市)

(概要)

平成30年2月15日午前7時45分頃、大型トラックが交差点手前で赤信号で止まっていた車列に、ブレーキやハンドル操作をすることなく追突、合計6台が絡む多重衝突事故が発生。



対向車ドラレコ映像より(岡崎警察署提供)

(背景)

○運転者は**事故前日から体調不良**で、事故前夜に事業者の役員に電話、当該役員より**事故当日の運行は午前9時に交代**できる旨の連絡があり、運転者も、午後には病院に行けると思い、「大丈夫です。」と回答。

○当該事業者は、同運転者の出庫が、ほぼ毎日午前3時頃と早いため、約2ヶ月前から、**同運転者に対する始業点呼を実施していなかった**。

○事故当日、運転者より運行管理者に電話したが、**自身の体調について報告せず**、上記役員も、運行管理者に**運転者の健康状況について連絡するのを失念**。

○運転者は、運行途中に体調が悪化していることを感じていたが、「30分ほど走った先にある給油所で休める。」と自己判断、**そのまま運行を継続**。

(再発防止策)

○運転者は、運行途中に体調不良を感じた場合は、**休憩場所が近い等の理由で運行を続けることは絶対**にせず、**速やかに車面を停止させ、運行管理者に報告し、運行管理者の指示を仰ぐよう徹底**しましょう。

○事業者は、運転者が体調不良等を申告しやすい職場環境を整備しましょう。



事故前日は、就寝前より少し楽になったが...

事故直前には、意識朦朧な状態



このタイミングで危険回避行動をとってれば、事故を回避することができた可能性も...



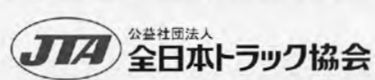
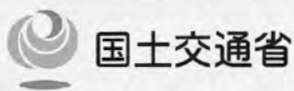
令和2年春、引越をご検討のお客様!

分散引越にご協力をおねがいします!

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。特に3月から4月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいますようお願い・ご協力をお願い致します。



上記を参考に2月以前または5月以降のお引越の検討をお願い致します



都道府県トラック協会

陸災通知

第25回鳥取県フォークリフト運転競技大会の開催について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

標記大会について、別紙1の要綱により開催しますので、各社で出場選手を選抜して、参加されますようご案内いたします。

参加申し込みは、5月29日（金）までに別紙2の様式により提出されますようお願いいたします。

本競技大会の優勝者は来る10月3日～4日に愛知県の中部トラック総合研修センター（愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127）で開催される「第35回全国フォークリフト運転競技大会」への出場資格者として推薦されます。

また、今年度より全国大会の日程が昨年までと異なり2日間となり、会場も埼玉県から愛知県に変わりました。

なお、この競技大会の参加申込者が少数の場合、本競技大会の開催を中止する場合がございます。

実施要領等詳細については、当協会までお問い合わせください。

別紙1

第25回 「鳥取県フォークリフト運転競技大会」 実 施 要 綱

1. 目的

フォークリフト運転競技を通じ、遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害防止の推進に資することとする。

2. 主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

3. 後援

トヨタL&F岡山株式会社鳥取営業所

4. 実施期日

令和2年6月13日（土）9時30分～16時00分

5. 実施場所

一般社団法人鳥取県トラック協会

※当日は、9時20分までに受付を済まして下さい。

6. 参加資格

参加推薦日において、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 当県支部会員事業場の従業員で、勤務成績が優秀であり、かつ、フォークリフト運転技能講習修了後1年以上経過していること。

(2) フォークリフト又は自動車の運転により、過去1年間事故を起こしたことがないこと。また、過去3年間（フォークリフト運転技能講習修了又は自動車運転免許取得後の期間が3年に満たない者については、当該3年に満たない期間）人身事故を起こしたことがないこと。

※過去の全国大会「一般の部」で優勝又は準優勝した者は全国大会「一般の部」に推薦することができない。また、過去の全国大会「女性の部」で優勝又は準優勝した者は「女性の部」に推薦することができない。

7. 参加費

参加費は、無料とする。

8. 競技種目及び配点

競技種目は、学科、点検及び運転の3種目とし、配点は、学科300点、点検100点、運転600点、合計1,000点とする。

9. 各競技種目の実施要領

(1) 学科

- ① 出題数は50問とし、正誤方式とする。
- ② 出題科目並びに科目ごとの問題及び配点は、次表のとおりとする。

科目	区分	問題数	配点
関係法令		10	60
走行に関する装置の構造、取扱い方法		10	60
荷役に関する装置の構造、取扱い方法		20	120
運転に必要な力学		10	60
合計		50	300

- ③ 制限時間は40分とする。

(2) 点検

① 競技要領

荷役運搬作業の安全性を確保するための作業開始前点検を主体として行う。フォークリフトにあらかじめ設定した不具合箇所を競技者に発見させ、その都度、不具合状態を審査員に報告させる方法とし、制限時間を5分とする。

② 使用車種

「トヨタ」製の最大荷重が2.5トンのカウンタバランスフォークリフト（ディーゼル・トルコン車）とする。

(3) 運転（走行及び積卸し）

① 競技要領

ア. 審査の方法

荷役運搬作業の安全性を主体とし、基準操作技術について減点方式により採点する。
制限時間は5分とする。これを経過後は、5秒以内ごとに5点を減点する。

イ. コース走行

運転競技のコースは、別途参加者に知らせる。

② 使用車種

「トヨタ」製の最大荷重が2.5トンのカウンタバランスフォークリフト（ディーゼル・トルコン車）とする。

※運転競技の際「シートベルト」を装着することとする。

10. 表彰

総合得点第1位陸運労災防止協会鳥取県支部長表彰

(注) 総合得点が同点の場合、運転競技得点の上位の者を上位者とし、運転競技得点も同点の場合は、点検競技得点の上位の者を上位者とする。

さらにすべての競技得点が同点の場合には、運転競技の所要時間が短い者を上位者とする。

11. 全国大会出場

上位1名を10月3日～4日に開催される第35回「全国フォークリフト運転競技大会」に推薦する。

令和2年度 第25回鳥取県フオークリフト運動競技大会 参加申込書

事業所名 担当者名

(ふりがな) 氏名 (生年月日)	現住所	出場部門		フオークリフト運動技 能講習 及び 修了証番号 交付年月日
		一般の部	女性の部	

※出場部門の該当箇所に○印を付けて下さい。

※事業所名・氏名は、表彰状作成等に必要となりますので、略さず間違いなく記入して下さい。

※参加申込期日：令和2年5月29日（金）



しっかりと 積荷と心に ラッシング

陸災防「令和元年度 安全衛生標語」荷役部門優秀作品



〈題字 初代会長 金丸晋次〉

令和2年2月 No.608

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
(印刷物による年間購読料 3,600円)

災害事例
と
その対策

3t未満の積載型トラッククレーンの 転倒に注意!

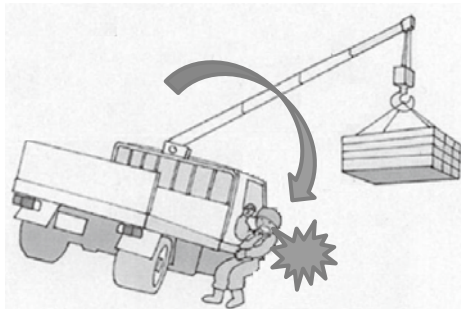
- 1 事業の種類: 一般貨物自動車運送業(従業員数50人以上100人未満)
- 2 発生日時: 5月 午前11時頃
- 3 発生場所: 建設現場
- 4 被災者: トラックドライバー 53歳
- 5 傷病の程度: 死亡
- 6 災害発生状況

被災者は、建築資材を搬入するため、つり上げ荷重3t未満の積載型トラッククレーンを運転し、現場に到着しました。

現場にて、荷台に積んだ約1.4tの資材に玉掛けをした後、当該移動式クレーンで荷をつつて車両前方に降ろすため、ジブをほぼ最大に伸ばして旋回していたところ、車体が転倒し、機体側方で操作していた被災者が、車体と側方にあった現場の仮囲いのポールとの間にはさまれて、死亡しました。

なお、被災者は、小型移動式クレーン技能講習及び玉掛け技能講習を修了していました。

また、転倒時の作業半径におけるつり上げ能力は、定格総荷重表で約600kgでした。



7 推定原因及び再発防止対策

- (1) 不安全な状態
 - ア 荷を車両前方に降ろそうとしたこと。
(一般に前方のつり上げ能力は、荷台後方より小さくなります。そのため、車両前方につり荷を移動させる場合は、クレーンの最小能力のつり荷としてください。)
 - イ ジブを、ほぼ最大に伸ばしたこと。
(建築資材を前方に降ろすためには、運転室があるため旋回又は揚程確保のため

にジブ長さが長くなり、ジブが長くなるにつれてつり上げ能力も極端に小さくなるので、つり上げ能力をはるかに越えてしまいます。)

- (2) 不安全な行動
 - ア 荷を降ろす操作について、荷を降ろす側(転倒する側)で行ったこと。
 - イ 仮囲いのポールの側で操作をしたこと。
(操作を行う位置の側に壁などがあると、転倒時に退避できず挟まれる危険性が高くなりますので、その反対側で操作してください。)
- (3) 管理の不備
 - ア 建築資材等長さや幅(体積)が大きいものを荷台から降ろす際は、降ろす場所が荷台のすぐ側になるようにトラックを配置する等、転倒に対してより安全となる作業方法等を決定していなかったこと。
(作業方法には、一度につり上げる荷の重量、荷の積卸し位置、移動式クレーンの設置位置、玉掛けの方法、操作の方法等に関することを定めてください。)
 - イ 元請負人等の注文者が、周囲の状況を確認し、荷下ろし位置が適正に選定されるよう、作業方法、関係者への周知、転倒防止措置等について、元請負人自らが作成する作業計画に適合するよう指導していなかったこと。

8 まとめ

平成30年3月1日以降に製造された「つり上げ荷重3t未満の移動式クレーン(積載型トラッククレーンを含む)」には、

- ① 定格荷重制限装置(定格荷重を越えた場合に直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置)、
- ② 定格荷重指示装置(定格荷重を越えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を越える前に警音を発する機能を有する装置)等の装置を備え付けることが義務付けられ、より安全になりました。

しかしながら、本件災害のように、それ以前

に製造された移動式クレーンでは、過負荷防止装置の代わりにジブに取り付けられた「荷重計のジブ角度から定格荷重を読み取ることができる装置」でも良いとされていますので、その定格荷重の判断は、操作者に委ねられることとなります。結果として、定格荷重が約

600 kgであるにもかかわらず、約 1.4 t の荷をつれると判断をして転倒に至ったものです。

転倒を防止するためには、移動式クレーンの安定度を十分に理解して、過負荷にならないように作業をお願いします。



業種別労働災害発生状況（令和元年速報）

令和2年1月7日現在

項目	死亡						死傷					
	令和元年1月～12月 [速報値]		平成30年1月～12月 [速報値]		前年比較		令和元年1月～12月 [速報値]		平成30年1月～12月 [速報値]		前年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	763	100.0	824	100.0	-61	-7.4	112,219	100.0	113,579	100.0	-1,360	-1.2
製造業	125	16.4	162	19.7	-37	-22.8	24,394	21.7	25,071	22.1	-677	-2.7
鉱業	10	1.3	2	0.2	8	-	191	0.2	198	0.2	-7	-3.5
建設業	246	32.2	286	34.7	-40	-14.0	13,813	12.3	14,020	12.3	-207	-1.5
交通運輸事業	14	1.8	15	1.8	-1	-6.7	2,791	2.5	3,052	2.7	-261	-8.6
陸上貨物運送事業	84	11.0	88	10.7	-4	-4.5	13,997	12.5	14,343	12.6	-346	-2.4
港湾運送業	7	0.9	4	0.5	3	75.0	362	0.3	310	0.3	52	16.8
林業	31	4.1	31	3.8	0	0.0	1,185	1.1	1,278	1.1	-93	-7.3
農業、畜産・水産業	27	3.5	16	1.9	11	68.8	2,661	2.4	2,660	2.3	1	0.0
第三次産業	219	28.7	220	26.7	-1	-0.5	52,825	47.1	52,647	46.4	178	0.3

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和元年1月～12月）

令和2年1月7日現在

項目	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	763	201	20	39	53	72	102	147	2	127
製造業	125	18	4	7	6	14	48	6	0	22
建設業	246	102	5	16	34	22	17	24	0	26
交通運輸事業	14	3	1	0	0	0	0	8	0	2
その他	294	62	9	11	8	30	30	72	2	70
陸上貨物運送事業	84	16	1	5	5	6	7	37	0	7
同上対前年増減	-4	5	1	1	2	3	-1	-11	0	-4

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和元年1月～12月）

令和2年1月7日現在

項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	13,997	3,954	2,249	1,057	623	427	781	1,545	744	11	2,156	450
同上対前年増減	-346	-65	-158	-3	-64	2	24	9	-51	1	12	-53

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

交通事故発生状況

鳥取県警察本部
交通企画課長

1 全国・管区・鳥取県の死者数（1月末）

	全国の死者数	中国5県の死者数	鳥取県の死者数
令和2年1月末	262	14	1
平成31年1月末	265	23	2
増減数	-3	-9	-1
増減率	-1.1%	-39.1%	-50.0%

2 交通事故発生状況（1月中）

○発生件数	53件	前年対比	-15件（-22.1%）
○死者数	1人	前年対比	-1人（-50.0%）
○負傷者数	66人	前年対比	-15人（-18.5%）

3 死亡事故の状況（1月末）（1件 1人）

（1）道路別発生件数

	国道	県道	市町村道	高速道	自専道	その他	計
令和2年	0	0	1	0	0	0	1
平成31年	1	0	1	0	0	0	2

（2）発生地点の道路形状別

	交差点等	単路	その他	計
令和2年	0	0	1	1
平成31年	1	0	1	2

（3）年齢層別死者数

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	0	0	1	1
平成31年	0	0	0	2	2

（4）状態別死者数

	歩行者	自転車	車両等 運転中	同乗中	その他	計
令和2年	0	0	1	0	0	1
平成31年	1	0	1	0	0	2

（5）時間帯別発生件数 昼間 1件 夜間 0件

	0～6時	6～12時	12～18時	18～24時	計
令和2年	0	0	1	0	1
平成31年	0	0	0	2	2

（6）第1当事者の年齢層別

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	0	0	1	1
平成31年	0	0	0	2	2

（7）高齢死者の内訳 本年 1人 前年 2人

ア 昼夜別

	昼	夜	計
令和2年	1		1
平成31年		2	2

イ 状態別

	歩行者	自転車	車両等 運転中	その他	計
令和2年			1		1
平成31年	1		1		2

第108回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和元年10月～12月期

業況判断指数（日銀短観12月調査）は、中国経済を中心とした世界経済の減速や消費税増税（10/1）による消費落ち込みを受け、大企業・製造業の多くの業種で下押しされ、4四半期連続で悪化し、平成25年3月調査以来の低水準となった。

こうしたなか、令和元年10月～12月期のトラック運送業の景況感は、運賃・料金の水準はプラス圏を維持したものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減等により輸送数量は減少し、その結果、営業収入及び経常利益が悪化基調に転換したことから、業界の景況感は▲52.3となり、前回（▲27.3）から25.0ポイント悪化した。

なお、今後の見通しは、世界経済の動向、中東情勢による燃料価格の上昇圧力、消費税増税による輸送数量減少、新型コロナウイルス蔓延による経済活動への悪影響など、不透明な経営環境が続く見通しを反映し、業界の景況感は▲61.4（今回▲52.3）と9.1ポイント悪化する見込みである。

令和2年2月13日

公益社団法人 全日本トラック協会

3 共通の概況②：今回（令和元年10月～12月期）の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲30.6(前回▲19.4)と11.2ポイント減少し、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲14.1(前回▲1.3)と12.8ポイント減少した。 経常損益は▲36.2(前回▲11.0)と25.2ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲30.4(今回▲30.6)と0.2ポイント増加、貨物の再委託は▲16.0(今回▲14.1)と1.9ポイント減少する見込みである。 経常損益は▲43.9(今回▲36.2)と7.7ポイント悪化し、経常損益の水準は落ち込む見込みである。

所定外労働時間	<p>前回 04 116 (19.4) 今回 07 77.6 (30.6) 見通 07 77.7 (30.4)</p> <p>□ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 □ 大幅に減少</p>
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	<p>前回 16.7 (-1.3) 今回 12.0 (-14.1) 見通 11.0 (-16.0)</p> <p>□ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 □ 大幅に減少</p>
経常損益	<p>前回 23.7 (-11.0) 今回 05 17.5 (-36.2) 見通 00 11.9 (-43.9)</p> <p>□ 大幅に好転 □ やや好転 □ 変化なし □ やや悪化 □ 大幅に悪化</p>

【調査の概要】
平成28年9月より開始、以降3か月ごとを実施。第108回調査は、令和2年1月1日に、モニターに対して調査開始、令和2年1月31日回収分までを集計。

特種	回答事業者 全体
69	591

※一部回答事業者の重複あり

2 共通の概況①：今回（令和元年10月～12月期）の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 実働率は▲28.7(前回▲6.4)と22.3ポイント悪化、実車率は▲28.4(前回▲5.3)と23.1ポイント悪化し、前回と比較して輸送効率は悪化した。 採用状況は▲7.5(前回▲3.2)と4.3ポイント低下。雇用状況(労働力の不足感)は81.8(前回85.0)と3.2ポイント低下し、労働力の不足感は弱まった。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 実働率は▲33.5(今回▲28.7)と4.8ポイント悪化、実車率は▲31.8(今回▲28.4)と3.4ポイント悪化し、輸送効率は悪化する見込みである。 採用状況は▲17.7(今回▲7.5)と10.2ポイント低下する見込みである。雇用状況(労働力の不足感)は90.1(今回81.8)と8.3ポイント上昇し、労働力の不足感は強まる見込みである。

実働率	<p>前回 09 19.4 (6.4) 今回 10 11.5 (28.7) 見通 07 8.3 (33.5)</p> <p>□ 大幅に上昇 □ やや上昇 □ 横ばい □ やや低下 □ 大幅に低下</p>
実車率	<p>前回 09 17.5 (5.3) 今回 07 10.4 (28.4) 見通 02 9.0 (31.8)</p> <p>□ 大幅に上昇 □ やや上昇 □ 横ばい □ やや低下 □ 大幅に低下</p>
採用状況 (労働力の不足感)	<p>前回 16 17.7 (-3.2) 今回 10 15.3 (-7.5) 見通 03 12.3 (-17.7)</p> <p>□ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 □ 大幅に減少</p>
雇用状況 (労働力の不足感)	<p>前回 21.3 (85.0) 今回 19.7 (81.8) 見通 24.1 (90.1)</p> <p>□ 不足 □ やや不足 □ 通当 □ やや過剰 □ 過剰</p>

(注)雇用状況については、上段は前回(R1.7月～9月期)の状況、中段は今回(R1.10月～12月期)の状況、下段は今後(R2.1月～3月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなくその期の状況を示し、見通しは「前年同期比の見通し」を掲載している。

3 共通の概況②：今回(令和元年10月～12月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲30.6(前回▲19.4)と11.2ポイント減少し、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲14.1(前回▲1.3)と12.8ポイント減少した。 経常損益は▲36.2(前回▲11.0)と25.2ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲30.4(今回▲30.6)と0.2ポイント増加、貨物の再委託は▲16.0(今回▲14.1)と1.9ポイント減少する見込みである。 経常損益は▲43.9(今回▲36.2)と7.7ポイント悪化し、経常損益の水準は落ち込む見込みである。

所定外労働時間	<table border="1"> <tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr> <tr><td>所定外労働時間</td><td>11.2</td><td>1.2</td><td>1.0</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 前回より11.2ポイント減少した。 今後も今回とほぼ同様の水準の見込み。 	項目	前回	今回	見通し	所定外労働時間	11.2	1.2	1.0
項目	前回	今回	見通し						
所定外労働時間	11.2	1.2	1.0						
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	<table border="1"> <tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr> <tr><td>委託割合</td><td>14.1</td><td>1.3</td><td>1.0</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 前回より12.8ポイント減少した。 今後も今回とほぼ同様の水準の見込み。 	項目	前回	今回	見通し	委託割合	14.1	1.3	1.0
項目	前回	今回	見通し						
委託割合	14.1	1.3	1.0						
経常損益	<table border="1"> <tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr> <tr><td>経常損益</td><td>11.0</td><td>36.2</td><td>43.9</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 前回より25.2ポイント悪化した。 今後は水準をやや下げる見込み。 	項目	前回	今回	見通し	経常損益	11.0	36.2	43.9
項目	前回	今回	見通し						
経常損益	11.0	36.2	43.9						

【調査の概要】平成28年9月より開始、以降3か月ごとを実施。第108回調査は、令和2年1月1日に、モニターに対して調査開始、令和2年1月31日回収分までを集計。

特種	回答事業者全体
69	591

※一部回答事業者の重複あり

4 一般貨物：今回(令和元年10月～12月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物では、運賃・料金の水準は14.5(前回19.6)と5.1ポイント悪化と落ち込んだがプラス圏を維持したものの、輸送数量は▲41.6(前回▲9.3)と32.3ポイント悪化したことが影響し、営業収入(売上高)は▲36.0(前回▲3.4)と32.6ポイントの悪化となった。 営業利益は▲38.9(前回▲10.5)と28.4ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物では、輸送数量は▲44.0(今回▲41.6)と2.4ポイント悪化、運賃・料金の水準は4.0(今回14.5)と10.5ポイント悪化することを、営業収入(売上高)は▲40.1(今回▲36.0)と4.1ポイント悪化する見込みである。 営業利益は▲46.0(今回▲38.9)と7.1ポイント悪化の見込みである。

輸送数量	<table border="1"> <tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr> <tr><td>輸送数量</td><td>19.6</td><td>4.4</td><td>3.0</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 前回より32.3ポイント悪化した。 今後も今回とほぼ同様の水準の見込み。 	項目	前回	今回	見通し	輸送数量	19.6	4.4	3.0
項目	前回	今回	見通し						
輸送数量	19.6	4.4	3.0						
運賃・料金の水準	<table border="1"> <tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr> <tr><td>水準</td><td>19.6</td><td>6.6</td><td>7.8</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 前回より15.1ポイント悪化した。 今後は水準を下げる見込み。 	項目	前回	今回	見通し	水準	19.6	6.6	7.8
項目	前回	今回	見通し						
水準	19.6	6.6	7.8						
営業収入(売上高)	<table border="1"> <tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr> <tr><td>営業収入</td><td>41.2</td><td>25.0</td><td>34.0</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 前回より32.6ポイント悪化した。 今後は水準を僅かに下げる見込み。 	項目	前回	今回	見通し	営業収入	41.2	25.0	34.0
項目	前回	今回	見通し						
営業収入	41.2	25.0	34.0						
営業利益	<table border="1"> <tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr> <tr><td>営業利益</td><td>10.5</td><td>5.5</td><td>6.9</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 前回より28.4ポイント悪化した。 今後は水準をやや下げる見込み。 	項目	前回	今回	見通し	営業利益	10.5	5.5	6.9
項目	前回	今回	見通し						
営業利益	10.5	5.5	6.9						

5 宅配貨物:今回(令和元年10月～12月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 宅配貨物では、輸送数量は▲44.7(前回▲43.6)と1.1ポイント悪化、運賃・料金の水準は52.6(前回46.2)と6.4ポイント改善し、営業収入(売上高)は▲39.5(前回▲38.5)と1.0ポイント悪化と横ばいの傾向となった。 営業利益は▲31.6(前回▲38.5)と6.9ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 宅配貨物では、輸送数量は▲47.4(今回▲44.7)と2.7ポイント悪化、運賃・料金の水準は31.6(今回52.6)と21.0ポイント悪化し、営業収入(売上高)は▲42.1(今回▲39.5)と2.6ポイント悪化する見込みである。 営業利益は▲44.7(今回▲31.6)と13.1ポイント悪化する見込みである。

輸送数量	<p>前回 0.0 10.3 46.2 33.3 10.3 (-43.6) 今回 0.0 10.5 44.7 34.2 10.5 (-44.7) 見通し 0.0 5.3 50.0 36.8 7.9 (-47.4) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
<ul style="list-style-type: none"> 前回より1.1ポイント悪化した。 今後は水準を僅かに下げる見込み。 	
運賃・料金の水準	<p>前回 7.7 38.5 48.7 2.6 (46.2) 今回 2.6 47.4 50.0 0.0 (52.6) 見通し 2.6 31.6 60.5 5.3 (31.6) □大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや下落 □大幅に下落</p>
<ul style="list-style-type: none"> 前回より6.4ポイント改善した。 今後は水準を下げる見込み。 	
営業収入(売上高)	<p>前回 2.6 7.7 48.7 30.8 10.3 (-38.5) 今回 0.0 15.8 39.5 34.2 10.5 (-39.5) 見通し 0.0 13.2 39.5 39.5 7.9 (-42.1) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
<ul style="list-style-type: none"> 前回より1.0ポイント悪化した。 今後は水準を僅かに下げる見込み。 	
営業利益	<p>前回 0.0 7.7 53.8 30.8 7.7 (-38.5) 今回 0.0 23.7 28.9 39.5 7.9 (-31.6) 見通し 0.0 10.5 39.5 44.7 5.3 (-44.7) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
<ul style="list-style-type: none"> 前回より6.9ポイント改善した。 今後は水準を下げる見込み。 	

* 宅配貨物に関する同業業者は、主に一部に限定され、上記調査結果は宅配貨物を主業務とする同業業者のみに基づいており、必ずしも正確な結果を示しているとは限りません。

6 宅配以外の特種貨物:今回(令和元年10月～12月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 宅配以外の貨物では、運賃・料金の水準は45.0(前回39.1)と5.9ポイント改善したものの、輸送数量が▲88.3(前回▲31.9)と56.4ポイント悪化したことを受け、営業収入(売上高)は▲63.3(前回▲11.6)と51.7ポイント悪化した。 営業利益は▲73.3(前回▲7.2)と66.1ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 宅配以外の貨物では、輸送数量は▲76.7(今回▲88.3)と11.6ポイント改善するが、運賃・料金の水準は15.0(今回45.0)と30.0ポイント悪化することを受け、営業収入(売上高)は▲80.0(今回▲63.3)と16.7ポイント悪化する見込みである。 営業利益は▲78.3(今回▲73.3)と5.0ポイント悪化する見込みである。

輸送数量	<p>前回 0.0 15.9 40.6 39.1 4.3 (-31.9) 今回 0.0 28.3 45.0 23.3 (-88.3) 見通し 0.0 20.0 68.3 6.7 (-76.7) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
<ul style="list-style-type: none"> 前回より86.4ポイント悪化した。 今後は水準を上げる見込み。 	
運賃・料金の水準	<p>前回 2.9 40.6 50.7 4.4 (39.1) 今回 1.7 48.3 43.3 6.7 (45.0) 見通し 0.0 25.0 65.0 10.0 (15.0) □大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや下落 □大幅に下落</p>
<ul style="list-style-type: none"> 前回より5.9ポイント改善した。 今後は水準を下げる見込み。 	
営業収入(売上高)	<p>前回 0.0 21.7 49.3 24.6 4.3 (-11.6) 今回 0.0 10.0 28.3 50.0 11.7 (-63.3) 見通し 0.0 28.3 63.3 8.3 (-80.0) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
<ul style="list-style-type: none"> 前回より51.7ポイント悪化した。 今後は水準を下げる見込み。 	
営業利益	<p>前回 4.3 20.3 44.9 24.6 5.8 (-7.2) 今回 0.0 8.3 25.0 51.7 15.0 (-73.3) 見通し 0.0 25.0 66.7 6.7 (-78.3) □大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
<ul style="list-style-type: none"> 前回より66.1ポイント悪化した。 今後は水準をやや下げる見込み。 	

定期点検整備促進運動の実施等について

(一社) 日本自動車整備振興会連合会

定期点検整備促進対策要綱

1. 目的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

2. 実施期間

令和2年4月1日より令和3年3月31日までとする。

なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

3. 普及・促進対策

- 1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進
- 3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進
- 4) 点検整備済ステッカー（以下「ステッカー」という。）の貼付

4. 実施要領

1) 自動車使用者に対するPR

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりPRする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上と促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車分解整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車分解整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4) ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1) ステッカーの貼付対象車種

普通自動車

小型自動車（二輪車を除く）

軽自動車（二輪車を除く）

大型特殊自動車

(2) ステッカーの貼付

(イ) ステッカーは、自動車分解整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

- ① 自動車分解整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。
- ② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。
- ③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の6カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12カ月点検・整備(「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。)を確実に行ったとき。

(ロ) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部(左ハンドル車にあつては右側上部)に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

(ハ) ステッカーは、(イ)の整備を実施した事業者が(ロ)の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配付してはならない。

(ニ) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は、それぞれ以下のとおりとする。

2年用ステッカー：平成31年1月1日～令和2年9月30日

3年用ステッカー：令和2年1月1日～令和3年9月30日

4年用ステッカー：令和3年1月1日～令和4年9月30日

(ホ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は、それぞれ以下のとおりとする。

2年用ステッカー：平成31年1月1日～令和3年1月31日

3年用ステッカー：令和2年1月1日～令和4年1月31日

4年用ステッカー：令和3年1月1日～令和5年1月31日

(3) ステッカーの剥離

(イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。

また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。

(ロ) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

(4) ステッカーの様式

ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。

(5) ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの配付を停止することができるものとする。

(6) ステッカーの再交付

自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業場に限り、上記(2)(ホ)の期間内において再交付することができるものとする。

5. 定期点検整備促進協議会の構成

1) 定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、（社団法人）日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

一般社団法人 日本自動車工業会

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

- 一般社団法人 日本自動車連盟
- 一般社団法人 全国自家用自動車協会
- 公益社団法人 日本バス協会
- 公益社団法人 全日本トラック協会
- 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
- 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

2) 地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6. 定期点検整備促進協議会の事務局

- 1) 中央の事務局は、^{二、社団法人}一般日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。
- 2) 事務局は、次の業務を行う。
 - (1) 定期点検整備促進協議会の開催
 - (2) ステッカーの発行（中央に限る）および配付
 - (3) その他本要綱の実施のために必要な業務

7. その他

- 1) 本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。
- 2) PRに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。
- 3) 本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

別紙

点検整備済ステッカーの様式 例

〈注〉

- (1) 自家用、事業用を共通の様式とする。
- (2) 車内より貼付することができるものとする。
- (3) 地色（外周ダイヤル部分）は、令和2年用は赤色、令和3年用は緑色、令和4年用は橙色とする。
- (4) 偽造の困難な様式とする。
- (5) 管理用に一連番号を入れる。



企業見学ツアーを開催される

さる2月19日、鳥取労働局、鳥取県、ふるさと定住機構の主催（鳥取県トラック協会協力）により、中部の1ヶ所で「企業見学ツアー」を開催いたしました。

セミナーでは各事業者の方から参加者に向けて企業説明や事業内容、実際の職場環境など資料等を使って説明をいただきました。

セミナーの概要は以下のとおり。

地区	日時	会場	参加人数
中部	令和2年2月19日（水）	①岡山県貨物運送(株)倉吉営業所 ②日ノ丸西濃運輸(株)倉吉営業所	4人



岡山県貨物運送(株)倉吉営業所



日ノ丸西濃運輸(株)倉吉営業所



新型コロナウイルス対策用マスクを緊急輸送 — 4tトラック1台/2tトラック1台出動 —

鳥取県トラック協会（会長 川上和人）は、鳥取県と締結した「緊急輸送協定」の国内を含めた世界各国で感染の広がりをみせている新型コロナウイルスへの感染予防対策の徹底のため、県からの要望を受け、県備蓄のマスク（200箱）を、鳥取・倉吉・米子保健所に送る緊急輸送を行ないました。

協定に基づいた出動状況は、下記の通り。

2月21日（金） 日ノ丸西濃運輸(株)鳥取支店



災害時物流確保訓練に参加

令和2年2月12日（水）鳥取県沖で大規模な地震が発生し、鳥取市を中心に大きな被害が生じたとの想定で鳥取県、鳥取市、鳥取県倉庫業協会と合同で災害時物流確保訓練を実施しました。

今回は実際に物資を運搬する輸送訓練と、図上訓練を午前、午後に分けて開催しました。午前の物資輸送訓練では日本通運(株)鳥取支店（車両1台、人員2名）に協力を頂き、県施設より搬出した物資を一旦千代水倉庫でパレットに積み替えて輸送する訓練を実施しました。

午後からは、プッシュ型支援により県外から毛布10万枚が届き、鳥取市内の避難所に配布するという設定で図上訓練を行いました。当日は県・市の各部署より担当者が派遣され、各役割に応じて物資の受入れから、避難所への配布の調整を行いました。

途中、上手く進まない状況も多々有り、対応マニュアルの修正を含め、次回以降への課題も多く見つかった訓練となりました。



運行管理者試験事前対策講習会を開催

鳥ト協では、去る2月1日（土）鳥取県トラック協会研修センターにおいて、令和元年度第2回運行管理者試験に向け、事前対策講習会を開催しました。（参加者18名、うち会員事業所より18名）

講習会は、独立行政法人自動車事故対策機構 鳥取支所より廣川講師をお迎えして、過去に出題された試験の演習問題を中心に関係法令などの解説を行い講習が進められました。

また、試験当日に向けての心構え、留意点等についても説明が行われ、受講された皆様には充実した講習となった事と思われまます。



挨拶をする（独）自動車事故対策機構
廣川鳥取支所長



参加者の皆さん



会場の様子

令和元年度鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 第2回「評議委員会」を開催

令和元年度第2回適正化事業評議委員会が、2月20日（木）10時00分よりホテルモナーク鳥取において開催されました。

この委員会は、適正化事業実施機関の組織・運営の中立性・透明性を確保し、適正化事業の公正・着実な推進を図るため、平成15年度から年2回開催しています。

委員会の構成は、学識経験者、マスコミ関係者、荷主関係者、労働組合関係者、一般消費者関係者、貨物運送事業者関係者から評議委員6名、参考人として国土交通省中国運輸局から為石鳥取運輸支局長、米田首席運輸企画専門官の2名、適正化事業実施機関から川上本部長以下7名の合計15名です。

委員会は適正化実施機関川上本部長の挨拶・為石鳥取運輸支局長の挨拶に続き鳥取大学裕見学長顧問を議長に選任し、議事次第に従い議事に入りました。

まず、適正化事業実施機関から「2019年度適正化事業活動方針」「30年度適正化事業の巡回実績」「平成30年度巡回指導項目ごとの指導状況」について説明があり、報告事項として「令和元年度貨物自動車運送事業安全性評価事業状況」「令和元年重大自動車事故発生状況」について報告があり、鳥取運輸支局からは、「トラック事業を巡る最近の動き」等の説明がありました。その後、意見交換に移り、出席委員から活発な意見が寄せられました。

今後の適正化事業に反映して行きたいと考えます。

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会

{ 評 議 委 員 }

(順 不 同 ・ 敬 称 略)

機 関 代 表 者	組 織 名 ・ 役 職 名	氏 名
学識経験者	鳥取大学理事、学長顧問	裕 見 吉 晴
マスコミ関係者	株式会社 新日本海新聞社 取締役 専務執行役員	田 中 仁 成
荷主関係者	トミタ電機株式会社 代表取締役社長	神 谷 哲 郎
労働組合関係者	全日本運輸産業労働組合 鳥取県連合会執行委員長（全日通労組）	山 崎 睦
一般消費者関係者	鳥取市女性の森グループ副代表	小 谷 邦 子
貨物運送事業者関係者	鳥取県貨物運送事業協同組合連合会副会長 吉田運送（有）代表取締役社長	吉 田 栄

{ 参 考 人 }

国土交通省 中国運輸局	鳥取運輸支局 支局長	為 石 友 章
国土交通省 中国運輸局	鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	米 田 正 裕



開会挨拶をする 適正化 川上本部長



挨拶をする 為石鳥取運輸支局長



評議委員の皆さん

令和元年度第2回適正化事業委員会を開催

令和元年度第2回適正化事業委員会（委員長 奥田繁吉氏）が、令和2年2月13日（木）10時00分より鳥取ワシントンホテルプラザにおいて開催をされました。

本事業委員会は、年2回開催されます鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会報告資料の諮問及び重大交通事故・苦情事故対策と最近の規制強化等の情報交換を目的に開催をされます。

冒頭、奥田適正化事業委員長の開会挨拶、続いて中国運輸局鳥取運輸支局、米田首席運輸企画専門官様からは、「トラック事業を巡る最近の動き」等の説明がありました。

その後、適正化事業実施機関より

- (1) 2019年度適正化事業活動指針の実施について
- (2) 平成30年度・平成30年4月～平成31年3月、適正化事業の巡回実績について
- (3) 平成30年度、平成30年4月～平成31年3月、巡回指導項目ごとの指導状況について
- (4) 令和元年度、貨物自動車運送事業安全性評価事業取得状況について
- (5) 令和元年1月～12月までの重大自動車事故発生状況についての説明がありました。その後、意見交換に移り、各出席委員から活発な意見が寄せられました。今後の適正化事業に反映して行きたいと考えます。

以上



挨拶をする 奥田適正化事業委員



「トラックの事業を巡る最近の動き」について講演する
鳥取運輸支局 米田首席運輸企画専門官



事業委員の皆さん

令和元年度全ト協青年部全国大会開催される

さる2月21日（金）、東京都新宿区の京王プラザホテルにおいて令和元年度（公社）全日本トラック協会青年部全国大会が開催されました。

第1部の研修会には、全国より753名の青年経営者が参加し、鳥取県からは9名が参加しました。

研修会では、先進的な事業取組による顕彰として、石見サービス株が「働き方改革でガッチリ！」で行なっている「中継配送による物流の合理化」による働き方改革や運行管理等のコンプライアンス遵守の紹介が行なわれました。

講習会では、株式会社MTG 取締役会長 大田嘉仁氏が「働く意識を変えるーJAL再生から学ぶ経営者のあり方」と題して講演がありました。講演では航空輸送JALの再生に係る取組みのほか、遠くの社員にこそ気を配れば、働く意識が変わり、社員の多くが幸福を感じれば生産性が上がるなど参考になる話が数多くありました。

また、本大会では、環境に考慮しペーパーレスで行なわれ、参加者は、タブレット、スマートフォンで資料を見ていました。

続いて行われた第2部の交流会では、各人が全国からの参加者と交流を深めて盛会裏に会は終了しました。



挨拶をする 結城全国青年部会長



鳥取県の参加者の皆さん



会場の様子

西部地区連絡協議会全員協議会並びに 輸送秩序確立対策セミナー開催される

令和2年2月5日（水）鳥取県トラック協会西部地区連絡協議会（属 敏宏会長）は、米子市内「ANAクラウンプラザホテル米子」において「西部地区連絡協議会全員協議会」並びに「輸送秩序確立対策セミナー」を開催いたしました。

全員協議会では、属 敏宏西部地区連絡協議会会長並びに川上 和人鳥取県トラック協会会長からの挨拶のあと、鳥取県トラック協会前田 裕明専務理事より、鳥取県トラック協会の当面の課題について講和を頂きました。

引き続き開催したセミナーにおいて、最初の講演では、「最近の運輸情勢について」と題して、中国運輸局鳥取運輸支局 運輸企画専門官 矢野 智彦 様より、国のトラック運送事業に係る取組等を具体的に説明していただきました。

続いては、今回のセミナーでは昨年来鳥取県内で多発しているトラック関連の死亡事故、道路交通法違反事件を踏まえ、米子警察署 地域・交通管理官 川上 浩一 様及び 交通第一課長 津中 真一 様を迎え、「最近の交通情勢と各種対策について」と題して、交通事故の悲惨さや被害者の痛切な叫び等を講演いただきました。

更には、米子労働基準監督署 労働基準監督官 小池 志門 様より「働き方改革」・「自動車運転者の労働条件」について」と題として、労働時間及び健康障害等の各種事例を基に説明して頂きました。

そして、米子労働基準監督署 山中 悠平 様からは「労働災害の防止について」と題して、運送業の労働災害防止対策は、「労働者を守り、家族を守り、会社も守る事に成る」として、具体的な事故事例を用いて説明がありました。

最近の運送業界を取り巻く厳しい状況から、各事業主が各行政機関の動向に関心が高いことが窺え、参加者も100名を超える等盛況にセミナーが開催されました。

○ 参加者 107名

○ 議事次第

1. 全員協議会

- (1) (一社) 鳥取県トラック協会西部地区連絡協議会
属 敏宏 会長 挨拶
- (2) (一社) 鳥取県トラック協会 川上 和人 会長 挨拶
- (3) (一社) 鳥取県トラック協会 前田 裕明 専務理事
・ 講話「鳥取県トラック協会の当面の課題」について

2. 講演

- (1) 「最近の運輸情勢」について
中国運輸局鳥取運輸支局 運輸企画専門官 矢野 智彦 様
- (2) 「最近の交通情勢と各種対策」について
米子警察署 地域・交通管理官 川上 浩一 様
米子警察署 交通第一課長 津中 真一 様
- (3) 「働き方改革」・「自動車運転者の労働条件」について
米子労働基準監督署 労働基準監督官 小池 志門 様
「労働災害防止」について
米子労働基準監督署 安全衛生課 山中 悠平 様



挨拶をする 属西部地区連絡協議会長



挨拶をする 鳥ト協 川上会長



「最近の運輸情勢」について講話する
鳥取運輸支局 矢野運輸企画専門官



「労働災害防止」について講話する
米子労働基準監督署 山中氏安全衛生課



「最近の交通情勢と各種対策」について講話する
米子警察署 川上地域・交通管理官



米子警察署 津中交通第一課長



参加者の皆さん

令和元年度鳥ト協重量事業部会総会・研修会を開催

(一社)鳥取県トラック協会 重量事業部会(部会長 山下信一氏)は、さる2月15日(金)鳥取市内、ホテルモナーク鳥取において、鳥取河川国道事務所 川角隆二保全対策官様、鳥取県警察本部 三浦交通企画係長様をお迎えして、令和元年重量事業部会・研修会を開催しました。

○テーマ「鳥取河川国道事務所の事業概要等」

講 師 鳥取河川国道事務所 川角隆二保全対策官様

○テーマ「携帯電話に係る罰則強化について」

講 師 鳥取県警察本部交通企画課 三浦係長様の講演があり、
講演を受けた後、質疑応答に入り活発な意見交換を行いました。

講演会終了後、令和元年総会に入りました。

総会では、山下部会長を議長に選任し、議事に入りました。

(1) 令和元年事業報告並びに収支決算の承認について

- ① 令和元年事業報告(案)について
- ② 令和元年収支予算(案)について
- ③ 監査報告について

(2) 令和2年事業計画並びに収支予算の承認について

- ① 令和2年事業計画(案)について
- ② 令和2年収支予算(案)について

(3) その他

- ① 2年1月末現在鳥取県重量事業部会会員名簿を、
満場一致で承認可決され、令和2年鳥取県重量事業部会総会・
研修会を無事終了しました。



挨拶をする 山下部会長



「携帯電話に係る罰則強化」について講演する
鳥取県警察本部 交通企画課 三浦係長



参加者の皆さん

若手ドライバー確保に向けた広報取組

鳥取県トラック協会（会長 川上和人）では、若手ドライバーの確保に向けた広報取組の一環として、地元紙が県内高校生2年生等を対象に「若者が地元で暮らす魅力を伝える」企画

「若者定住プロジェクト 挑戦—ジモトでCHALLENGE—」

に、県内3地区の会員事業者の方に協力していただき参画し、運輸業界でドライバーとして働く魅力等について、若手ドライバーの写真、声を掲載した広報に取組みました。



「若者定住プロジェクト 挑戦—ジモトでCHALLENGE—」ガイドブック発行

新日本海新聞社は、「日本海新聞若者定住プロジェクト 挑戦—ジモトでCHALLENGE—」のガイドブックを発行した。

昨秋から紙面で展開する大型広告企画の一環で、若者に地元で暮らす魅力を伝えるのが狙い。鳥取県内企業や教育機関など52団体が協賛し、県や県教委、高校、高専の協力を得て県内の高校2年生全員に配布する。

ガイドブックでは企業・団体の業務内容と、熱意をもって仕事に挑戦する若手社員の姿を写真付きで紹介。県内の進学情報も網羅した。巻頭特集では高校生による平井伸治県知事へのインタビューを掲載。鳥取での多様な働き方を伝える漫画や地元で活躍する若者への取材記事、高校2年生約4500人へのアンケート調査の結果なども紹介している。



県内の高校2年生に配布するガイドブック

ガイドブックはB5判でフルカラー96頁、非売品。問い合わせは電話0857(21)2884、広告課。

ガイドブックはB5判でフルカラー96頁、非売品。問い合わせは電話0857(21)2884、広告課。

2020年（令和2年）2月26日（水）日本海新聞

荷主の皆様へ ご存知ですか？ トラックドライバーの 労働時間のルールを



● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 8 時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・4 時間以内

詳しくは厚生労働省の HP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます



● 荷主勧告制度の概要

違反行為

荷主からの
労働時間等の
ルールを無視した
指示・強要
過労運転防止違反
最高速度違反
過積載運行 等

荷主の主体的な関与が
認められる場合

荷主勧告

荷主名及び
事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

勸告	
<p>貴社依頼に係る運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が〇〇違反をしていた事実があり、当〇〇運輸局で所要の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、当該違反行為の再発防止が困難であると認められた。</p>	
違反事実	<p>違反内容 ① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別) ② 違反事業者名 株式会社〇〇〇〇 ③ 違反日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ④ 積載品 〇〇〇〇</p>
<p>なお、当運輸局は、上記事案について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇違反を行った事業者の車両を使用停止 (〇台・〇〇日間) する行政処分を行ったところである。</p> <p>ついで、今般、貨物自動車運送事業法第 64 条に基づき、貴社に対して、貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為を是正し、当該違反行為の再発防止を図るため、次の措置をとるべきことを勧告する。</p> <p style="text-align: center;">(荷主の行為に応じた勧告内容を記載)</p> <p>なお、事実関係等についての問い合わせがある場合は、下記まで連絡されたい。 (問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部〇〇 〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇)</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇第 号)</p> <p>〇〇〇〇株式会社 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇運輸局長 印</p>	



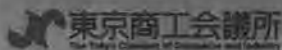
2020交通対策 ハンドマップ



1000万人の
友だちがTOKYOにやってくる!

あなたにできる、企業にできる。
東京2020の交通混雑対策。

2020TDM推進プロジェクト事務局
2020TDM推進プロジェクト・各プロジェクトは、東京2020大会の開催
東京2020組織委員会が事務局となり、推進しています。



1000万人の友だちがTOKYOにやってくる

東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中は
選手や大会関係者、メディア、観光客等、
世界中から約1000万人の人が東京を訪れるため、
道路や公共交通機関の深刻な混雑が懸念されています。
東京2020大会を機に世界各国から東京を訪れる人々が、
スムーズに観戦・観光を楽しんでいただけるよう快適な交通環境を整えることも、
私たちができる「おもてなし」のひとつ。東京2020大会はもうすぐそこ。
あなたにできる、企業にできる。東京2020の交通混雑対策をはじめよう。



大会概要

	オリンピック	パラリンピック
期間	2020年 7月24日(金)～8月9日(日)	2020年 8月25日(火)～9月6日(日)
競技数	33競技	22競技
来訪者	選手 約11,000人 観客 約780万人 メディア 約28,500人	選手 約4,400人 観客 約230万人 メディア 約7,000人



はじめに 交通対策の必要性

東京2020大会期間中は、交通量の大幅な増加が見込まれ、何も対策をしないと道路や鉄道が混雑し、経済活動に影響を及ぼす恐れがあります。(図1)
交通混雑の影響を最小限に留め、経済活動の停滞を防ぐためには、企業や個人による混雑緩和に向けた取組が欠かせません。東京2020大会の成功に向けて、選手のために、観客のために、東京で生活する私たちのために、快適な交通環境を目指して準備を進めていきましょう。

図1: 例えば大会期間中、特に交通対策を行わなかった場合



大会期間中の交通対策

1 大会期間中に実施される交通対策

大会期間中は、以下の交通対策の実施が確定しています。

- ・競技会場周辺の交通対策
- ・大会ルートの設置
- ・首都高料金施策(夜間割引・日中時間帯の料金上乘せ)

まずは自社への影響を確認!

交通対策の詳細(P2)
2020交通対策ハンドマップ
裏面マップをご覧ください

2 企業・個人による混雑緩和に向けた取組(TDM)

広く企業や個人が少しずつ協力し、交通量の抑制・分散・平準化をする交通需要マネジメント(TDM)の実施により、削減目標の達成を目指します。

自社で取り組める対策を確認!

対策を検討する(P3)
2020アクションプランを
作成する(P4)

大会期間中の実施目標

※東京都・大会組織委員会により設定

- 一般交通: 大会前交通量の一律10%減をめざす
- 重点取組地区: 出入りする交通量の30%減をめざす
- 首都高速道路: 最大30%減の交通量をめざす

(TDMおよび道路対策等により異なる)

3 交通状況に応じた交通対策の実施

大会期間中、当日の交通状況に応じて弾力的な交通対策が実施されます。(高速道路における入口閉鎖・本線料金所の流入調整、一般道における信号調整等)

当日の交通量によって交通対策の程度が変わります。TDMへの協力により、スムーズな交通環境を目指しましょう!

1 大会期間中に実施される交通対策

① 競技会場周辺の交通対策

競技会場周辺の一般道における交通混雑を緩和するため、進入禁止エリアや通行規制エリア、迂回エリアが設けられるほか、大会関係車両専用レーンや優先レーン等が設置されます。

▼詳細はこちら



② 大会ルートの設置

大会ルートとは、選手や大会関係者が競技会場等へ向かうために車で通るルートです。選手村から競技会場等をつなぐ高速道路・一般道に設置されます。

▼詳細はこちら



③ 首都高料金施策(夜間割引・日中時間帯の料金上乘せ)

大会期間中の首都高速道路の流動性を確保するため、下記の期間で夜間割引、ならびに料金上乘せが実施されます。

適用期間 : 7/20～8/10ならびに8/25～9/6

夜間割引 : 5割引(0～4時 首都高全線・ETC搭載全車種が対象)※現金車は除く

料金上乘せ : 1,000円上乘せ(6～22時首都高都内区間・ETC搭載マイカー等が対象)

※対象外車種/中型車、大型車、特大車、重積用(小型貨物、トラック等)、自家用(小型貨物)、障害者等(障害者控除)
※現金車の場合 首都高全線・普通車以下の全車種が対象

▼詳細はこちら



2020交通対策ハンドマップを確認!

裏面のマップには、関東近郊に所在する競技会場や交通対策情報等が記載されています。マップを参考に、社業への影響を確認しましょう。

あわせて確認! 2020TDM推進プロジェクトホームページにてご確認ください。

重点取組地区(16地区)

特に交通への影響が懸念されるエリアとして、新宿や渋谷をはじめとした16地区が、関係当局により「重点取組地区」として設定されています。交通混雑の影響を最小限に留めるためにも、このエリアに事業所等が所在する企業は特に対策を講じる必要があります。



TDMハンドブック

大会期間中の交通への影響をはじめ、高速道路や一般道における交通対策・交通規制情報や、それに向けた対策、各社の取組事例、活用できる支援策等について詳細に解説しています。

本ハンドマップと合わせてご活用ください。



2-1 企業・個人による混雑緩和に向けた取組(TDM)

2020TDM推進プロジェクトでは、以下の取組への協力を企業の皆様をお願いしています。

01. 時差出勤

時差出勤制度や、フレックスタイム制度等の活用により、通勤時間をずらし、朝の通勤ラッシュを回避することで、満員電車の混雑緩和を促進します。

例えば

- ・会社近くの競技会場で午前中に競技が実施される場合
→ 出勤時間を朝10時に変更し、遅延を回避
- ・会社近くの競技会場で夕方から競技が実施される場合
→ 出勤時間を朝/時に変更し、16時には退社

活用できる支援策

《無料》大会輸送影響度マップ(鉄道)

大会期間中に発生する交通混雑が鉄道に及ぼす影響について日ごと・時間帯ごとに表示しています。また、会場周辺における観客の徒歩ルート等も日ごと・時間帯ごとに公開しています。



02. テレワーク

テレワークとは、ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。在宅勤務やサテライトオフィス勤務に切り替えることで、従業員の通勤ラッシュを回避し、生産性向上を目指します。

活用できる支援策

《無料》ワークスタイル変革コンサルティング(東京都)

都内の中堅・中小企業を対象に、業務改善やICTに関する専門家を最大5回まで無償で派遣し、テレワーク導入に向けた支援を行っています。



はじめてテレワーク

(テレワーク導入促進整備補助金/東京都)

東京都が実施するテレワーク導入に向けたコンサルティングを受けた都内の中堅・中小企業等に対して、テレワークをトライアルするための環境構築経費および制度整備費を補助します。



03. 夏期休暇

通常であればお盆休みに付与している夏期休暇を大会期間中の混雑が予想される日に変更したり、有給休暇の取得を促したりすることで、期間中の混雑を回避するとともに、従業員の働き方改革を促進します。

例えば

- ・大会期間中の有給休暇取得を奨励する
- ・通常はお盆休みに取得する夏期休暇を、大会期間中の混雑が予想される期間に変更する
- ・混雑が予想される期間に一斉休業日を設定する

活用できる支援策

《無料》働き方・休み方改善コンサルタント(厚生労働省)

専門家が事業所に伺い、労働時間や休暇制度の状況を診断した上で、課題解決に向けた具体的な提案や資料の提供等を行います。



04. 道路迂回

交通混雑が予想される道路を事前に確認し、迂回ルートを検討することによって、渋滞を回避し快適な交通環境を確保します。

活用できる支援策

《無料》大会輸送影響度マップ(道路)

大会期間中に発生する交通混雑が道路に及ぼす影響について日ごと・時間帯ごとに表示しています。自社や取引先がどのような影響を受けそうか、あるいは影響の少ない時間帯等を確認しましょう。



同じ会場でも、日によって実施する競技も混雑率が異なるため、混雑状況も変わります。ごまかなチェックが大切です。



▲大会輸送影響度マップ(例)

05. 物流軽減

まとめ配送や在庫の調整など、物資の移動について効率化を図ることで、スムーズな物流の実現を目指します。

例えば

まとめ納品・共同配送の実施/パレット・クレート・段ボール規格化への協力/納品時期の調整(大会前後に変更)等

まとめ発注 リードタイム(発注間隔)の延長/検品の簡素化への協力/在庫の調整(大会期間中を避けた発注など)/時間指定の変更(昼間オフピークに受取)

車両の集積、大型化/積載効率の向上(共同配送、積り荷の確保)/幹線輸送の夜間シフト

活用できる支援策

TDM対応支援助成金(東京都)

TDM実施に伴い、中小企業者が滞りなく事業を継続するための取組について、要件を満たす場合に経費の一部を助成します。



重点的な交通対策の取組が必要な期間

	オリンピック(7/24-8/9)		パラリンピック(8/25-9/6)		重点取組期間	
日	月	火	水	木	金	土
7/19	20	21	22	23	24 閉会式	25 自転車競技
26	27	28	29	30	31	8/1
自転車競技	トライアスロン	トライアスロン				トライアスロン
2	3	4	5	6	7	8
9 閉会式	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25 閉会式	26	27	28	29
30	31	9/1	2	3	4	5
トライアスロン						トライアスロン
6 閉会式	7	8	9	10	11	12
マラソン						

*記載されている自転車競技・トライアスロン・マラソンは都内路上で競技が開催されます。

2-2 2020アクションプランを作成する

以下のチェックリストを活用して、オリンピック・パラリンピック期間中に自社で実施できる交通対策の計画を立てましょう。さらに詳しい情報をご希望の方は、TDMハンドブックをご確認ください。

社内への周知を図るとともに取組内容や担当者を決めるなど具体的な行動計画を作成しましょう！

	取組	取組内容	実施対象者	担当部署 担当者
例	<input type="checkbox"/> 夏期休暇時期の調整	夏期休暇期間をお盆からオリンピック期間に変更	従業員全員	人事部
01. 時差出勤	<input type="checkbox"/> 時差出勤制度の導入			
	<input type="checkbox"/> フレックスタイム制度の導入			
02. テレワーク	<input type="checkbox"/> テレワーク制度の導入			
	<input type="checkbox"/> シェアオフィス・サテライトオフィスの活用			
03. 夏期休暇	<input type="checkbox"/> 一斉休業(特に混雑が予想される期間)			
	<input type="checkbox"/> 夏期休暇時期の調整			
	<input type="checkbox"/> 有給休暇の取得奨励			
04. 道路迂回	<input type="checkbox"/> 影響が懸念されるルートを回避した走行ルートの設定			
	<input type="checkbox"/> 公共交通機関の利用(鉄道、バス)			
	<input type="checkbox"/> 車通勤の自粛			
05. 物流軽減	<input type="checkbox"/> 納品時期の前倒し、後ろ倒し/在庫の調整			
	<input type="checkbox"/> 余裕を持った発注への協力(リードタイムの確保)			
	<input type="checkbox"/> 発注回数削減(共同配送等)/検品の簡素化			
	<input type="checkbox"/> 時間指定の変更/早朝・夜間配送への変更			
その他	<input type="checkbox"/> 会議・打ち合わせ・イベント等の開催時期・場所を変更			

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について (令和2年1月)

令和2年2月6日
(公社)全日本トラック協会
日本貨物運送協同組合連合会

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和2年1月分の運賃指数の概要は、以下の通りです。

令和2年1月の運賃指数等の概況

1. 令和2年1月の運賃指数は、前月比4ポイント減、前年同月比2ポイント減の126であった。
2. 1月末現在の求車登録件数は81,400と前年同月比56,575減(41.0%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

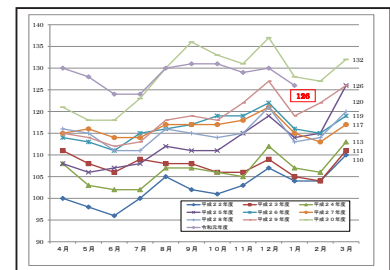
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
加入者数 (ID 数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,660
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	273,182	277,064	237,243

※令和元年度は6月末現在

2. 荷物情報 (求車) 件数

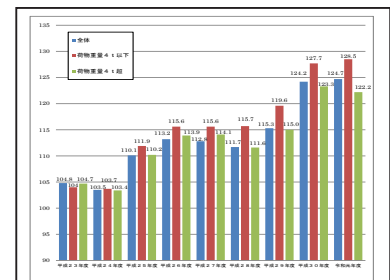
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,229,430

荷物情報 (求車)	令和2年1月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	81,400	-56,575	-41.0%	-58,415	-41.8%
成約件数	20,976	876	-4.0%	-3,037	-12.6%
成約率	25.8%	9.9ポイント	—	8.6ポイント	—



3. 成約運賃指数 (月別) の推移 (平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126		



4. 成約運賃指数 (年度) の推移 (平成22年度を100とする)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.9
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	122.2

※令和元年度は1月末現在

○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会 (全ト協) と日本貨物運送協同組合連合会 (日貨協連) では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT) における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成24年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準 (年度指数は平成22年度平均を100) としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKIT における成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月に WebKIT システムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報 (求車)、車両情報 (求荷) それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKIT とは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節変動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を一部変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部は修正される場合があります。

◇お問い合わせ先: 経営改善事業部 小山・大橋・飯塚 (TEL03-3354-1056)

適正化事業・巡回指導報告書

令和2年1月実施分

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 川上部長

事業所	通常	新規	特別	合計
巡回件数	20件	3件	0件	23件
パトロール延出動台（日）数				13台

調査事項		指導件数	ワースト5
I. 事業計画等			
○	(1) 主たる事務所・営業所	0	
	(2) 事業用自動車	0	
○	(3) 自動車車庫	0	
	(4) 休憩・睡眠施設位置能力	0	
	(5) 休憩・睡眠施設管理保守	0	
	(6) 届出事項	0	
○	(7) 白トラ	0	
○	(8) 名義貸し等	0	
II. 帳票類の整備、報告等			
	(1) 事故記録	0	
	(2) 事故報告書	0	
	(3) 運転者台帳	0	
	(4) 車両台帳	0	
	(5) 事業報告書等	1	④
III. 運行管理等			
	(1) 運行管理規程	0	
	(2) 運行管理者選任	0	
	(3) 運行管理者講習	2	③
	(4) 運転者の確保	0	
◎	(5) 過労防止	4	①
◎	(6) 過積載 ☆	0	
◎	(7) 点呼の実施	4	①
○	(8) 乗務記録	0	
○	(9) 運行記録計 ☆	2	③
○	(10) 運行指示書	3	②
◎	(11) 安全確保指導	1	④
○	(12) 特別指導	1	④
○	(13) 適性診断	2	③
IV. 車両管理等			
	(1) 整備管理規程	0	
	(2) 整備管理者選任	0	
	(3) 整備管理者研修	1	④
	(4) 日常点検	0	
◎	(5) 定期点検	1	④
V. 労基法等			
○	(1) 就業規則	0	
	(2) 36協定	1	④
	(3) 労働時間	0	
○	(4) 健康診断	1	④
VI. 法定福利			
○	(1) 労災雇用保険	0	
○	(2) 健康厚生年金	1	④
VII. 運輸安全マネジメント			
	(1) 運輸安全マネジメント	0	
指導件数合計		25	

(注) ○重点項目 ◎最重点項目 ☆霊柩運送は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	16	0	3	1	0	0	20
新規	2	1	0	0	0	0	3
特別	0	0	0	0	0	0	0
合計	18	1	3	1	0	0	23

関係官庁の人事異動

[自動車事故対策機構 R2.3.1付]

鳥取支所長

転入

中西一策氏

((独)自動車事故対策機構滋賀支所より)

転出

廣川時彦氏

((独)自動車事故対策機構熊本支所へ)

引越した時 車を譲り受けた時
クルマの手続きを忘れずに!!

住所が
変わったら?
「変更登録」
住所変更
手続きが必要!

所有者が
変わったら?
「移転登録」
名義変更
手続きが必要!

ご注意ください!
 ※軽自動車は「自動車検査証の記載事項の変更手続き」となります。

手続きを行わないと...

- 以下のような支障が生じるおそれがあります。
- ・リコール案内(車の欠陥に関する重要な通知)、税金や保険のお知らせが届かない。
- ・これらのお知らせが前の所有者に届けられ、トラブルの原因に...
- ・盗難や事故のときに所有者や使用者の権限が滞れる。
- また、罰金刑に処される場合もあります。

※身元保証等で住民票を变えない場合も、当該自動車を日常的に使用・管理する場所(使用の本拠の位置)に変更がある場合は、変更登録等を行う必要があります。

※市町村合併等により行政区画又は土地の名称の変更があった場合は、変更登録を行う必要はありません。

※自動車登録手数料と税の納付(車庫証明の取得をオンラインで一括して行うことを可能とした「自動車保有関係事務のワンストップサービス(OSS)」でも手続きすることができます。

○登録自動車(白や緑のナンバープレート)に関するお問い合わせは、お住まいの住所を管轄する国土交通省ヘルプデスクへお願いします。

○軽自動車(黄色や黒のナンバープレート)に関するお問い合わせは、お住まいの住所を管轄する軽自動車検査協会コールセンターへお願いします。

※お問い合わせ先の電話番号は、裏面をご覧ください。

◆登録自動車・軽自動車の保管場所(車庫)を変更した時は、最寄りの警察署へお問い合わせ下さい。

◆「自動車税」は所在する都道府県の窓口へ、「軽自動車税」は所在する市区町村の窓口へお問い合わせ下さい。

自動車登録簿修正化推進協議会

協力 国土交通省

登録自動車(白や緑のナンバープレート)			軽自動車(黄色や黒のナンバープレート)		
都道府県	支所	電話番号	都道府県	支所	電話番号
北海道	札幌	011-241-2100	北海道	札幌	011-241-2100
	旭川	0154-241-2100		旭川	0154-241-2100
	釧路	0155-241-2100		釧路	0155-241-2100
	帯広	0157-241-2100		帯広	0157-241-2100
青森県	青森	0172-241-2100	青森県	青森	0172-241-2100
	八戸	0173-241-2100		八戸	0173-241-2100
	三好	0174-241-2100		三好	0174-241-2100
	五戸	0175-241-2100		五戸	0175-241-2100
岩手県	盛岡	0196-241-2100	岩手県	盛岡	0196-241-2100
	水沢	0197-241-2100		水沢	0197-241-2100
	花巻	0198-241-2100		花巻	0198-241-2100
	奥州	0199-241-2100		奥州	0199-241-2100
宮城県	仙台	022-241-2100	宮城県	仙台	022-241-2100
	石巻	0235-241-2100		石巻	0235-241-2100
	塩釜	0236-241-2100		塩釜	0236-241-2100
	大崎	0237-241-2100		大崎	0237-241-2100
秋田県	秋田	0182-241-2100	秋田県	秋田	0182-241-2100
	横手	0183-241-2100		横手	0183-241-2100
	大館	0184-241-2100		大館	0184-241-2100
	角田	0185-241-2100		角田	0185-241-2100
山形県	山形	023-241-2100	山形県	山形	023-241-2100
	酒田	0232-241-2100		酒田	0232-241-2100
	尾花	0233-241-2100		尾花	0233-241-2100
	鶴岡	0234-241-2100		鶴岡	0234-241-2100
福島県	福島	0242-241-2100	福島県	福島	0242-241-2100
	郡山	0243-241-2100		郡山	0243-241-2100
	水戸	0244-241-2100		水戸	0244-241-2100
	いわき	0245-241-2100		いわき	0245-241-2100
茨城県	水戸	0292-241-2100	茨城県	水戸	0292-241-2100
	宇都宮	0293-241-2100		宇都宮	0293-241-2100
	つくば	0294-241-2100		つくば	0294-241-2100
	土浦	0295-241-2100		土浦	0295-241-2100
栃木県	宇都宮	0293-241-2100	栃木県	宇都宮	0293-241-2100
	足利	0296-241-2100		足利	0296-241-2100
	日光	0297-241-2100		日光	0297-241-2100
	鹿野	0298-241-2100		鹿野	0298-241-2100
群馬県	高崎	0272-241-2100	群馬県	高崎	0272-241-2100
	前橋	0273-241-2100		前橋	0273-241-2100
	渋川	0274-241-2100		渋川	0274-241-2100
	桐生	0275-241-2100		桐生	0275-241-2100
埼玉県	さいたま	048-241-2100	埼玉県	さいたま	048-241-2100
	熊谷	0485-241-2100		熊谷	0485-241-2100
	羽生	0486-241-2100		羽生	0486-241-2100
	所沢	0487-241-2100		所沢	0487-241-2100
千葉県	千葉	043-241-2100	千葉県	千葉	043-241-2100
	船橋	0476-241-2100		船橋	0476-241-2100
	浦安	0477-241-2100		浦安	0477-241-2100
	佐倉	0478-241-2100		佐倉	0478-241-2100
東京都	東京	03-241-2100	東京都	東京	03-241-2100
	横浜	045-241-2100		横浜	045-241-2100
	さいたま	048-241-2100		さいたま	048-241-2100
	千葉	043-241-2100		千葉	043-241-2100
神奈川県	横浜	045-241-2100	神奈川県	横浜	045-241-2100
	相模原	0427-241-2100		相模原	0427-241-2100
	厚木	0428-241-2100		厚木	0428-241-2100
	小田原	0429-241-2100		小田原	0429-241-2100
静岡県	静岡	054-241-2100	静岡県	静岡	054-241-2100
	浜松	053-241-2100		浜松	053-241-2100
	豊田	056-241-2100		豊田	056-241-2100
	掛川	057-241-2100		掛川	057-241-2100
愛知県	名古屋	052-241-2100	愛知県	名古屋	052-241-2100
	豊田	056-241-2100		豊田	056-241-2100
	岡崎	0565-241-2100		岡崎	0565-241-2100
	豊橋	053-241-2100		豊橋	053-241-2100
岐阜県	岐阜	058-241-2100	岐阜県	岐阜	058-241-2100
	多治ノ原	057-241-2100		多治ノ原	057-241-2100
	津	0575-241-2100		津	0575-241-2100
	岐阜南	0576-241-2100		岐阜南	0576-241-2100
長野県	長野	026-241-2100	長野県	長野	026-241-2100
	上田	0267-241-2100		上田	0267-241-2100
	松本	0268-241-2100		松本	0268-241-2100
	大町	0269-241-2100		大町	0269-241-2100
富山県	富山	076-241-2100	富山県	富山	076-241-2100
	高岡	0765-241-2100		高岡	0765-241-2100
	石川	0766-241-2100		石川	0766-241-2100
	小矢野	0767-241-2100		小矢野	0767-241-2100
石川県	金沢	076-241-2100	石川県	金沢	076-241-2100
	野市	0765-241-2100		野市	0765-241-2100
	輪島	0766-241-2100		輪島	0766-241-2100
	能登	0767-241-2100		能登	0767-241-2100
福井県	福井	0776-241-2100	福井県	福井	0776-241-2100
	鯖江	0777-241-2100		鯖江	0777-241-2100
	小浜	0778-241-2100		小浜	0778-241-2100
	越前	0779-241-2100		越前	0779-241-2100
山梨県	山梨	055-241-2100	山梨県	山梨	055-241-2100
	甲府	0556-241-2100		甲府	0556-241-2100
	富士	0557-241-2100		富士	0557-241-2100
	八ヶ岳	0558-241-2100		八ヶ岳	0558-241-2100
長野県	長野	026-241-2100	長野県	長野	026-241-2100
	上田	0267-241-2100		上田	0267-241-2100
	松本	0268-241-2100		松本	0268-241-2100
	大町	0269-241-2100		大町	0269-241-2100
岐阜県	岐阜	058-241-2100	岐阜県	岐阜	058-241-2100
	多治ノ原	057-241-2100		多治ノ原	057-241-2100
	津	0575-241-2100		津	0575-241-2100
	岐阜南	0576-241-2100		岐阜南	0576-241-2100
静岡県	静岡	054-241-2100	静岡県	静岡	054-241-2100
	浜松	053-241-2100		浜松	053-241-2100
	豊田	056-241-2100		豊田	056-241-2100
	掛川	057-241-2100		掛川	057-241-2100
愛知県	名古屋	052-241-2100	愛知県	名古屋	052-241-2100
	豊田	056-241-2100		豊田	056-241-2100
	岡崎	0565-241-2100		岡崎	0565-241-2100
	豊橋	053-241-2100		豊橋	053-241-2100
岐阜県	岐阜	058-241-2100	岐阜県	岐阜	058-241-2100
	多治ノ原	057-241-2100		多治ノ原	057-241-2100
	津	0575-241-2100		津	0575-241-2100
	岐阜南	0576-241-2100		岐阜南	0576-241-2100
長野県	長野	026-241-2100	長野県	長野	026-241-2100
	上田	0267-241-2100		上田	0267-241-2100
	松本	0268-241-2100		松本	0268-241-2100
	大町	0269-241-2100		大町	0269-241-2100
富山県	富山	076-241-2100	富山県	富山	076-241-2100
	高岡	0765-241-2100		高岡	0765-241-2100
	石川	0766-241-2100		石川	0766-241-2100
	小矢野	0767-241-2100		小矢野	0767-241-2100
石川県	金沢	076-241-2100	石川県	金沢	076-241-2100
	野市	0765-241-2100		野市	0765-241-2100
	輪島	0766-241-2100		輪島	0766-241-2100
	能登	0767-241-2100		能登	0767-241-2100
福井県	福井	0776-241-2100	福井県	福井	0776-241-2100
	鯖江	0777-241-2100		鯖江	0777-241-2100
	小浜	0778-241-2100		小浜	0778-241-2100
	越前	0779-241-2100		越前	0779-241-2100
山梨県	山梨	055-241-2100	山梨県	山梨	055-241-2100
	甲府	0556-241-2100		甲府	0556-241-2100
	富士	0557-241-2100		富士	0557-241-2100
	八ヶ岳	0558-241-2100		八ヶ岳	0558-241-2100

鳥ト協 米子事務所 一般適性診断日(3月・4月)のお知らせ

(一社) 鳥取県トラック協会

鳥ト協米子事務所(西部トラック事業協同組合内)の3月・4月一般適性診断受診可能日は、下記のとおりです。

なお、初任診断及び適齢診断の義務診断は受診できませんのでご了承願います。

【受診方法】

1. 予約方法

システム台数の制限、及び職員の不在がありますので、**完全予約制**といたします。**受診予定4日前までに、お電話で仮予約の上、FAXで「予約申込書」**をお送りください。

(注) お申込みが重複した場合は、調整させていただきます。

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

※ 受付は、午前**10:00** と 午後**13:30** の各一回、1回5人まで。

※ 受診可能日 3/2・3・23・25～27・30・31

4/20～22・24・27・28・30

■ 塗りつぶしは、職員不在のため、受診できません。

○ 印は、自動車事故対策機構が診断を行いますので、受診時間を「米子サテライト適性診断」のページで確認の上、直接お申込みください。

2. 場所及び申込先

鳥ト協米子事務所(西部トラック事業協同組合内)

米子市流通町1381-4 電話:0859-27-3041

FAX:0859-27-1616

3. 経費助成

一般診断 受診料2,300円(協会会員は全額助成)

(注) **運転者台帳に登録された常時運転者数**。但し、陸災防へ届け出た雇用労働者数が常時運転者数を下回る場合は、雇用労働者数とする。

4. その他

・受診時間 約120分

・鳥ト協のホームページにも、受診カレンダーを掲載しています。

一般運転適性診断申込書

FAX : (0859) 27-1616

(一社) 鳥取県トラック協会
米子事務所 行

平成 年 月 日

事業者名		営業所名	
------	--	------	--

受診予約日時	平成 年 月 日 時	お電話で仮予約をした日時を、ご記入下さい
--------	------------------------	-----------------------------

切り取り線

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ		
氏名 (漢字)	姓		名		
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月	日

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ		
氏名 (漢字)	姓		名		
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月	日

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ		
氏名 (漢字)	姓		名		
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月	日

2020年1月軽油価格調査集計表

令和2年2月25日現在
(公社)全日本トラック協会

単純集計表

全地区(沖縄除)

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
	108.12	107.93	98.54	99.39	108.14	106.66

元売別集計表

元 売 名	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
JXTG エネルギー	107.14	108.60	98.43	99.77	106.99	106.43
出 光	112.18	108.31	98.27	99.48	110.81	107.36
昭 和 シ ェ ル		112.94	99.56	98.92	113.42	107.46
エクソンモービル						
キ グ ナ ス				97.75		
コ ス モ		106.55	97.15	99.08		106.22
そ の 他	101.47	106.02	98.40	99.26	106.26	106.51

月間購入量別集計表

月 間 購 入 量	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30キロリットル未満	108.02	108.61	98.12	99.62	108.13	107.03
30～50キロリットル未満		104.88	100.27	98.88		102.17
50～100キロリットル未満	109.81	103.15	98.53	99.01	108.25	107.21
100キロリットル以上				99.38		104.03

支払期限別集計表

支 払 期 限	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30 日 未 満	104.83	107.16	97.80	99.24	105.40	106.78
30 ～ 60日 未 満	106.16	107.84	98.51	99.55	108.71	106.84
60 日 以 上	114.01	108.95	98.68	99.10	105.00	105.20

軽油価格推移表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
2019年9月	102.74	102.70	93.04	94.02	103.43	101.34
2019年10月	102.94	103.19	94.22	94.14	101.76	101.46
2019年11月	105.07	104.21	95.69	95.59	103.26	102.44
2019年12月	106.60	105.73	96.60	97.57	106.43	104.48
2020年1月	108.12	107.93	98.54	99.39	108.14	106.66

令和元年度 NASVA 鳥取支所開業日カレンダー

□ 適性診断開業日 ○ 祝日を表しています。 △ 一部制限あり

2019年4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2019年5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2019年6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

2019年7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2019年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	△3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	△28	29	30	31

2019年9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	△21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2019年10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2019年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

2019年12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2020年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020年2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

2020年3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

●適性診断について

インターネットまたはお電話での予約が必要です。

電話 0857-24-0802

会場 鳥取県トラック協会 2階

住所 鳥取市丸山町219番1

時間帯

- ① 9:00の部
- ② 10:30の部
- ③ 13:30の部
- ④ 15:00の部



ナスバは安全・安心のパートナー

～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人 自動車事故対策機構

2 月 行 務 日 誌

1日 (土)	鳥ト協 運行管理者試験事前講習会	鳥 取 市
3日 (月)	全ト協 交通対策委員会	東 京 都
5日 (水)	労働局 県労働災害防止連絡協議会	鳥 取 市
~6日 (木)	西部地区 輸送秩序確立対策セミナー 事故対 運管特別講習	米 子 市 鳥 取 市
6日 (木)	全ト協 労働安全・衛生委員会 全ト協 重量部会経営者研修会 県・商工連合会・鳥ト協3社意見交換会	東 京 都 東 京 都 鳥 取 市
7日 (金)	運輸支局 自動車安全対策会議鳥取県部会	鳥 取 市
10日 (月)	日貨協連 高速道路委員会 中青協 中国ブロック青年部協議会臨時幹事会	東 京 都 岡 山 市
12日 (水)	運輸支局 適正化業務連絡会議 全ト協 経営改善・情報化委員会	鳥 取 市 東 京 都
13日 (木)	全霊協 運営委員会 鳥ト協 適正化事業委員会	東 京 都 東 鳥 取 市
14日 (金)	県道路交通環境安全推進連絡会議 関公連 関西災害時物資供給協議会 鳥ト協 重量事業部会総会 全ト協 全国トラック協会会長会議	鳥 取 市 神 戸 市 鳥 取 市 東 京 都
17日 (月)	商工中金 情報交換会 全ト協 広報業務担当者会議	鳥 取 市 東 京 都
18日 (火)	中霊協 中国霊柩自動車協会役員会 事故対 運行管理者等一般講習	広 島 市 鳥 取 市
20日 (木)	鳥ト協 適正化評議委員会 全ト協 青年部会 全国代表者協議会	鳥 取 市 東 京 都
21日 (金)	全ト協 青年部会全国大会	東 京 都
25日 (火)	全ト協 環境対策委員会	東 京 都
26日 (水)	全ト協 適正化事業委員会	東 京 都
27日 (木)	陸災防 中・四国ブロック支部長・事務局長会議	松 江 市

3 月 行 事 予 定

5日(木)	全ト協 第184回理事会	東 京 都
6日(金)	中青協 中国ブロック青年部協議会幹事会	岡 山 市
9日(月)	交通共済 審査委員会	広 島 市
12日(木)	中央会 組合事務局向けセミナー	鳥 取 市
18日(水)	鳥取運輸支局 適正化連絡会議	鳥 取 市
24日(火)	鳥ト協 理事会	倉 吉 市